
第4回 日吉津村議会定例会会議録（第2日）

令和元年12月3日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和元年12月3日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1番 長谷川 康 弘	2番 山 路 有
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 井 藤 稔

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	益 田 英 則	教育長	井 田 博 之
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	西 珠 生

午前9時00分開議

○議長（井藤 稔君） 皆さん、おはようございます。

議会も2日目に入りました。ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（井藤 稔君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、本日と明日は一般質問を行う予定であります。本日の通告者の紹介をいたします。

通告1番、議席番号8番、松田悦郎議員。通告2番、議席番号4番、三島尋子議員。通告3番、議席番号2番、山路有議員。通告4番、議席番号7番、前田昇議員。通告5番、議席番号1番、長谷川康弘議員。以上5名の議員の一般質問を行います。通告順に質問を許します。

議席番号8番、松田悦郎議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） おはようございます。8番、松田です。

最初に、うなばら荘を盛り上げる政策について質問いたします。本来なら、うなばら荘経営につきましても、うなばら荘の理事会や評議員会の中で議論されるべきと思っています。しかし、このたび、日吉津村が指定管理を再度要請されたことによりまして、うなばら荘の内容や経緯などを話していくことで、村民の方に理解をしていただくことが重要であると思ひ、質問したところです。

さて、西部広域行政管理組合老人休養ホームうなばら荘は、昭和49年に財団法人うなばら福祉事業団となりました。当時うなばら荘を日吉津村に誘致する際には、多くの村民、行政、議会が力強く後押しがあったと聞いております。現在のうなばら荘は、平成25年から一般財団法人うなばら福祉事業団となり、現在に至っております。しかし、うなばら荘の経営は決して平坦な道のりではありませんし、行政としても、経営に対し苦渋の決断もされている現実もあります。そのような中で、このたび、うなばら荘指定管理者選定委員会より、再び2年間指定管理者に日吉津村が推薦されました。その推薦理由としましては、うなばら荘の経営は大変厳しい状況であり、経費の削減、利用者に対するサービスの向上、雇用の確保のバランスのとれた経緯を望み、日吉津村が多額の負担をされていることを鑑み、できるだけ早くこの状況を脱することができるようにされたい。さらに、長年うなばら荘の経営により、利用者及び地域住民との間に信頼関係が構築されており、さらに安定した管理運営をお願いするとありました。そこで、売り上げの減

少や赤字の原因を追求することも大事ではありますが、最も重要なことは、もう少し村民に寄り添い、村民目線に立ち、村民全体で盛り上げることであります。また、うなばら荘指定管理者選定委員会としても、うなばら荘の経営状況につきましては一定の理解をされていますので、他市町の方にも、指定管理に推薦された経緯を含めながら市町村共済職員の方にも現在の状況を説明し、協力をお願いすることが重要であります。そこで、これらの状況を踏まえ、行政としてうなばら荘をさらに盛り上げる政策について伺います。

次に、村内でのマイナンバーカード普及策について質問いたします。マイナンバー制度は、2007年に起きた年金記録問題が決定打となってこの制度ができたと言われております。現在、国ではマイナンバーカードの普及に向けた対策として、さまざまな普及策も考えているようです。また、国民にマイナンバー制度のメリットをより実感するために、デジタル社会の実現に向かっていきますし、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性を図り、社会保障の公平性、行政の利便性、運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図ることとしています。また、関係省庁が連携し、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施や、2021年3月から健康保険証利用の仕組みなど、利便性を実感できる政策を順次実施するとしています。そこで、日吉津村としてマイナンバーの普及に向けた具体的な説明と、令和4年度中にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定した交付円滑化計画がありますが、その内容の説明も伺います。

以上質問終わります。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） おはようございます。きょうから2日間一般質問ということでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

まずは、松田議員からの一般質問にお答えをしまいたいと思います。

まず1点目として、うなばら荘を盛り上げる政策をということでお話をいただいたところでございます。議員のほうからも御紹介がありましたように、うなばら荘は昭和49年に営業開始をしています。そして、うなばら福祉事業団がずっとこの間に運営をさせていただいて担ってきているところでございます。平成18年からは指定管理者制度というのが導入をされまして、ここからはうなばら福祉事業団が、財団法人となっていますけれども、指定管理者ということで指定管理を受けているという状況でございます。現在も指定管理、5年間の期間で指定管理を受けておまして、これが今年度、令和元年度までの指定管理委託ということになっているという状況でございます。そして、次期の指定管理につきましては、せんだって11月22日に西部広域行

政管理組合の議会がございまして、うなばら福祉事業団が令和2年から令和3年度の2年間指定管理を引き続き受けるということで、正式に決定をしたというところでございます。議員からも御指摘のとおりですね、本当に村民の皆様とうなばら荘、愛されずっと使っていただいている施設だというふうに思っています。そもそも西部広域行政管理組合のうなばら荘は、老人の健全な保養、休養の場に供し、もって老人福祉を図るため、老人休養ホームとして設置をされたものでございます。宿泊、それから宴会、温泉ということで、日吉津村のみならず、圏域の皆様の身近な保養施設としてずっと親しまれてきているところでございます。

現在、うなばら荘のサービス向上と経営改善につきましては、西部広域とともに連絡協議会を開催をし、あわせて5月、10月、3月に理事会及び評議員会を開催し、意見集約をして反映をしているところでございます。売り上げ増につきまして、このPRが主になりますけれども、西部広域の事務局のほうからも構成市町村へ広報を掲載をしていただいたり、あるいは福祉事業団がみずから広報、営業活動を行っているという状況でございます。平成29年度に浴室等の大きな工事がありまして、平成30年度には厨房の改修工事がございました。こういったこともございまして、今年度は昨年に比べ利用者が伸びている、売り上げも増加をしているという状況でございます。利用された方からも、料理あるいは温泉、そして接客ともよい評価が非常にたくさんいただいているというふうに思っているところでございます。

今後でございますけれども、うなばら福祉事業団では、さらなる経営の改善に向け、専門家の方も交えまして、うなばら荘の魅力向上検討会というのを設置をしたいということで、この準備を進めているところでございます。現在、専門家の方に経営状況の分析をお願いをして、分析していただいている最中ということでございます。今後、村民の方からもその検討委員会に入ってもらえるように公募をし、令和2年、年明け早々には検討委員会を開催をして、専門家等の御意見もいただいた上でですね、経営改善に取り組んで、うなばら荘の魅力や売り上げの向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

村といたしましては、現在65歳以上の村民の方にうなばら荘の利用券をお配りをしているということでございます。現在65歳以上の、お配りをしたそのうち約8割弱になりますけれども、の皆さんに御利用をいただいていると、その利用券の利用があるという状況でございます。まだ使っていないという方いらっしゃいましたら、ぜひこの利用券も活用いただきまして、うなばら荘をお使いをいただくようお願いをしたいと思いますし、村といたしましても、引き続き多くの村民の皆様にご利用いただけるようにPRを図っていきたいというふうに考えているところでございます。また、構成市町村の首長さん方にも、あるいは議員さん方にもですね、広域の会議と

か議会には参加をしておられますので、経緯等については十分御認識いただいているところかと思えますけれども、私のほうからでも、お会いをした際にはぜひうなばら荘、あの使っていただくようお願いをしているところがございますし、引き続き、先ほど議員さんのほうから共済でももっと使ってもらってというようなお話もございました。そういった働きかけもしてまいりたいというふうに考えているところがございます。

最後に、うなばら荘の自主事業で同窓会のプランというのもありまして、こちら也非常に好評ということで、ぜひ村民の皆様はもちろん、村外の方にもお声がけをいただいて、こういったちよっと広域的な同窓会等でもぜひ御活用をいただければというふうに考えております。

続きまして、マイナンバーカードの普及策につきましての御質問にお答えをしてみたいです。

まず、マイナンバーにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法ということでございますけれども、平成27年の10月にスタートをした制度でございます。平成28年の1月からは、税や社会保障の部門106項目にわたってマイナンバーを利用した事務が開始され、現在も順次拡大が図られているところでございます。これによりまして、事務手続上の情報連携により、提出書類のうち住民票や所得証明書等の省略が可能になり、住民の皆さんへの負担軽減が図られているところでございます。

一方で、御質問のありましたマイナンバーカード、カードの普及というのがなかなか進んでないという現状ございまして、国のほうからもこれを普及促進をしていくようにという依頼も参っております。令和元年、ことしの9月3日には、国のほうのデジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードの交付について、令和4年度末にはほとんどの住民がカードを保有するという想定で話がされております。カードの健康保険証としての利用についても、システム整備を令和4年度末にほとんどの医療機関等で導入を目指して検討が進められているという状況だとお聞きをしているところでございます。こういった全体のスケジュールも踏まえ、全市町村、市区町村への、議員さんからありました交付円滑化計画というものの策定の要請がございました。こちらにつきましては、令和4年度中に全ての住民がマイナンバーカードを手にしていただけるように円滑に交付を行っていく、その手続をしていくというような体制の整備ですね、例えば、窓口体制であるとか、職員の体制、あるいは、その端末の整備等々につきまして、市町村ごとに定める計画を策定をするものでございます。日吉津村のほうとしましても、これ策定をいたしたところでございます。また、国のほうにおきまして、消費活性化策と、あとはキャッシュレス化の促進策ということで、先日、報道でもございましたけれども、来年7月以降、マイナンバーカードを所有し、ポイントの口座であるマイキーIDというものを設定された方に、マイナポイン

トというのがプレミアムつきで付与されるというようなことでお話があったところでございます。

また国のほうから、公務員へのマイナンバーカードの取得の促進ということで、本村におきましても、職員とその扶養の家族の方に取得のお願いをいたしました。10月末までに全職員の方になるべく取得をしていただきたいということでお願いをしましたところ、11月末現在で約9割の皆さん、職員、あるいは御家族の皆さんに申請をしていただいたという状況までなっております。日吉津村全体におきましても、9月末現在では申請率12.6%でありましたけれども、11月の17日時点でこれが14.9%、1カ月半で2.3ポイント上昇をしたというところでございます。現在役場のほうで申請サポートというものを実施をしております。あの通知カードを持って来ていただきますと、役場のほうで必要になります写真も撮らせていただいて、申請をしていただけるというようなサポートもしています。ただ1点、今、申請をしていただいても、また受け取りに来ていただかないと、御本人さんに交付をするというのが原則になっていますので、これは現状では申請をいただいて、とりに来ていただくということが必要になります。御自分でスマホを使って、通知カードにありますQRコードを使っていただいて申請をしていただくということも可能になっております。今後は村内でのイベントや自治会での集会等にも出向いて申請サポート等をさせていただければということで今、計画をしつつあるという状況でございます。その申請サポートに活用していくため、今回の12月補正予算でタブレット、及びモバイルプリンターの購入も予算に上げさせていただいているところでございます。また、あわせまして役場のほうで、マイナンバーカードの普及促進及び利用事務の検討に係るワーキンググループを立ち上げて、こういった活用がしていけるのだろうかというようなことを、国のほうでは健康保険証だとか、電子チケットだとか、ポイント還元等々予定をされているということでございますけれども、日吉津村としましてもこういった、村としてこういったメリットが、活用策がつくっていけるのかということまずは庁内で検討をしてみたいということで、このワーキンググループの立ち上げをするように予定をしています。

それでは、以上で松田議員からの御質問への答弁とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） ありがとうございます。いろいろと一般論的な話を村長から伺いましたので、続いて私のほうからちょっと具体的な、うなばら荘の再建策っちゃんなんですけども、今、うなばら荘の現状を何かを変えなければという思いから、ちょっと村民の方の意見も踏まえながら質問をさせていただきたいと思います。

こないだ、総務課長からうなばら荘について話あった中では、最近はやや営業ってえか収支が右肩

上がりだよという話も聞きましたので、若干はまあほっとしているところなんですけども、最初にですね、指定管理の推薦理由はいろいろ見させていただきましたら、いろいろありましたけれども、その中の一つに、長年の運営により地域住民との間に信頼関係があり、引き続き頑張っしてほしいというような趣旨の話もあったようにありました。そこで提案なんですけれども、村民の皆さんがうなばら荘にさらに関心を持ってもらえたり、愛される施設にしなければならない、そのためには村民の皆様方からいろんな意見を聞くというようなアンケートの実施などを、どうなのかなと思いますが、例えば、長い年月たってますので、ひょっとしたら、もしかしたら、もうそういうアンケートも実施されているのかなあと思うんですけども、その辺の考えについて伺いたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。うなばら荘と村民の皆様との信頼関係ということで、さらに関心を持っていただくやり方として、まずは、現在考えているのが検討会を設置をして、その中に村民の方にも御参加をいただいて、いろいろアイデア等をいただければというふうに思っています。あわせて、御提案いただきましたそのアンケートの実施、これまではやったことがないということでございますので、そういったアンケートの実施についてもその検討会の場で、まずはどういったやり方ができるのか、やっていけるのかどうかということをもまずは検討してまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 本当にこのうなばら荘のことが、先ほど言われました利用券が8割に満たないということは、まだまだ村民の方にうなばら荘についてのいいところ、悪いところがわかってない方もおられるのかなと思うんですけども、まあそういう方に関しましても、アンケート関係実施をやればですね、ああそうか、うなばら荘はこういうことをやっばり今考えとんだなあというやなことでもですね、わかったらどうなのかなあと思いつつ、ちょっと提案をさせていただきますけども、また考えてみてやっていただきたいなと思います。

次にですね、うなばら荘が出ております入浴券に関してですけども、うなばら荘で宴会をすると必ず、まあ皆さん方わかっておられますが、100円引きの入浴券がついてきます。この利用券を本当に心底使っている方っていうのは私ほとんどないんじゃないかなあと思うんですが、実際のところはわかりません、私もうなばら荘に聞いてませんから。わかりませんが、いろいろ私も出てますが、非常にこれは評判がよくないなと思うんですが、これ、私の考えなんですけども、うなばら荘を3回利用したら、券をもらったら、3回目には無料入浴券というやなこと考えて

みたらどうなのかな。例えばなんですけども、今の発言。本当にね、今うなばら荘を何かを変えなければいけないという思いからなんですけども、特にこの、入浴券については、何年か前には宴会なんかしたら無料入浴券がついてたんですけども、現在は100円割引、いつごろからあったんかちょっとわかりませんが、喜ばれる方もおられますが、やっぱり、風呂は減るもんじゃないなというふうには思ってますんで、この辺の考え方についてはいかがな考えでありましようか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。入浴券の100円引きの件につきましてお話がありました。私、お聞きをしているところでは、100円の券をもらって、それを使って入りに行くという方もいて、やはりおられるというふうにお聞きをしているところでございますので、全く効果がないということではないと思っています。その上で、御提案をいただきましたようなほかのやり方ですね、具体的には3回で無料というようなお話をいただきましたけれども、ほかのやり方につきましても検討の余地はあると思っていますので、御提案いただいたようなことも含めまして、また検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 本当に何遍も言いますが、なるべくなら宴会でもしたら無料入浴券をもらえたら誰も喜んで行くのかなというふうに思っておるところからの質問でありました。

次に西部広域行政管理組合から、いろんな制約がありますけれども、その中で最たるものが広域管理組合の納入金なんですけども、売り上げが上がろうが、売り上げがなかろうが、うなばら荘の施設使用料を年間2,500万払うというような今そういう制度になっております。がですね、この使用料を皆さん方、誰もが思っておると思いますが、早急に減額にさせていただくようお願いをすべきだなと、していただきたいなと、村長の立場でどういう答えなのか、ちょっと期待しておりますが、どうなのかなと思います。

それとですね、管理組合からの縛りがいろいろあったようなんですが、その書いた紙がどうも捜しても見当たりません。それでですね、何項目かあったんですが、その最たるものがカラオケ代、7,000円。カラオケ使ったら7,000円を出しなさいよというようなことなシステムなんですけど、これは本当に非常に評判悪いです。宴会に行きで一般の旅館なんか行くとカラオケはサービスで出しますけども、うなばら荘は7,000円、まず支払わなければ歌わせてくれません。今もうこれだけのカラオケの時代ですんで、何とかその辺の、本当に普通の旅館のような経営ができないものなのか、この納入金の関係と縛りの関係、どのような考えなのか、総務課長、答え

お願いします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。

1つ目の納入金ですけども、このたびの指定管理の受けた際も一応1年間で2,500万、定額ということで、2年間の指定管理を受けております。この2,500万になった経緯は以前にもお話ししたと思いますけども、24年のあり方検討会、24年、25年にあり方検討会した中で、27年からの10年間どうしようかという中で、うなばら荘の福祉事業団が指定管理を受けるという中で10年間の維持管理、まあ修繕等、改修等ということで、2億5,000万という中で10年で割って2,500万という、そういう維持管理、起債の返還とか、そういうこともありますので、2,500万というものが決定になって納入金ということで支払われておりますので、今回の指定管理でも2,500万ということですので、この2年間でこう減額していただくということはないというぐあいに思いますけども、そのあたりは今後うなばら荘を継続していくという中で、また協議されるものであるというぐあいには思っております。

それから、カラオケ代については、うなばら荘の組合のほうで、うなばら荘の条例施行規則というぐあいに決まっておりますので、こちらのほうを変更しない限りは使用料等、うなばら荘の部屋の使用料とかカラオケとか、全てのもものが定まっておりますので、規則で、まあこういう御意見があったということはお伝えをしていきたいなというぐあいに思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 2,500万円の関係はわかりました。が、カラオケ代のことは、確かにその項目の中に7項目ぐらいあったと思うんですけど、その中にカラオケ代が7,000円とありますが、これは本当に昔から7,000円取ってますけども、この評判、総務課長、聞いたことありますか。いろいろ宴会されてますが、どうでしょう。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。

直接聞いたことはありませんけども、まあ流れたうわさでは、ちょっと高いなということを知ったこともありますけども。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 無料というわけにはならないので、何千円かの値段を下げながらも、ひとつ広域のほうに意見を言っていただくということでお願いしたいと思います。

続きまして、これは村民の方から言われたんですが、非常にうなばら荘を利用するに当たって、

宣伝効果がないと、今村長も言われましたけど、営業活動をやっておるといふふうに言われましたけども、それも大事なんですけど、まず日吉津村民に愛されないような施設は、日吉津村以外の方に愛されるわけがないというような村民の皆さん方からの意見もありました。そこで、極端な話なのかどうかかわからんですけども、村報に折り込みを、うなばら荘に関しての折り込みなどを入れる方法や、それから、村報の中にうなばら荘のスペースをつくって、最近村長の何とかという欄がありますけども、そういうふうな感じで載せればなというふうな声もありました。それと、一番ガンなのは、宿泊客が少ないというところから、どこら辺をうなばら荘が営業に回っておられるのかわからないのですが、聞いたところによりますと、米子のコンベンションに対しては非常に宿泊されるような方がすごく会議なんかで来られるそうですけども、その方やちは、たまたまコンベンションで聞いたところによりますと、全くそういう、うなばら荘からの話はないんですけども、そこにも、そういうところなり大きい会議がありそうなどころには、ぜひとも営業に回ってですね、営業はただ回ってるだけじゃなくて、ここだっというところを目がけて行ったほうがいいなと思うんですが、この辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。松田議員から御提案をいただきました。うなばら荘のPRにつきまして、村報ですとか、あるいは村報への折り込みだとか、紙面をとってだとか、ちょっとこのあたり、できるかどうかよく確認をしながらですね、ぜひ皆さんにやっぱりうなばら荘のことをまずは知っていただくというのは非常に大事なことでと考えておりますので、これは検討してみたいと思います。また、宿泊客に来ていただくための営業というか、PR策につきましても、これもおっしゃるとおりでございます。どこにお願いというかPRをしていけば、より宿泊いただけるかというふうなところを、こちらも検討してまいりたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） うなばら荘関係ばかり質問してあれですけども、先般うなばら荘の指定管理者の選定委員会から答申内容の中身でのことについてでありますけども、選定委員会の答申書の中で、うなばら荘の選定結果が載ってましたよね、5項目。その5項目は、1つ目は利用者の平等利用の確保について、2つ目は施設効用の最大限の発揮について、3つ目は経費の節減、4つ目は施設管理の安定した能力、5つ目は総合評価とありましたけれども、これには得点がパーセンテージで書かれておりましたが、5項目のうち、4項目はまあそれなりの点数なのかなと思ったんですが、1つ施設管理の安定した能力については、50点満点にしたって23

点で、唯一半数以下の点でありましたけれども、これのことに関しては村長、どのように考えておられます、この評価につきましては。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。議員からありましたように、施設管理の選定委員会のほうから評価をいただきまして、次期の指定管理を受けるということになったところでございます。この施設管理の安定した能力というところの評価が余り芳しくなかったということでございますけれども、ちょっと具体的にそれがどこを指してるんだろうなというところは、はかりかねる部分はありますけれども、そういった評価をいただいたということで、そこはやはり真摯に受けとめて、施設管理のこれまで以上の安定した能力ということですけども、一生懸命取り組んでいくようにしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 済みません、最後になりますけれども、このうなばら荘、こないだ総務課長がうなばら荘の説明された中で、専門家、今ありました専門家を交えた検討会をやるということなんですが、この専門家というのはどのような方を、まだ決めておられるのか知らんですけども、想定されてますか。それとも、もう決められておられますか。差し支えなかったら、差し支えないところでお答え願いたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。専門家ということですけども、1名は会計士の方でございます。もう一名はホテル等のコンサルティングをやっておられるような方でございます。米子の方でございます、こちらにお願いをしまして、今、経営の状況を見ていただいているという状況でございます。以上です。

○議員（8番 松田 悦郎君） 時間になりました。終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で、松田悦郎議員の一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） 引き続きまして、一般質問を行います。

議席番号4番、三島尋子議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島でございます。私は今議会では、女性の視点が生きる環境をと幼児教育・保育無償化への対応の2点について質問いたします。

1問目、女性の視点が生きる環境をについてであります。平成27年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、通称、女性活躍推進法が成立いたしました。女性活躍推進法

は、人口減少や少子高齢化が進行している中で、持続可能な社会を維持していくため、女性の力を最大限発揮できるようにと制定されたものであります。鳥取県ではこの法律に先駆けて女星活躍とっとり会議を設置。鳥取県の女性っていいものは、その女性の「せい」の字が「星」と書きます。鳥取県が星取県っていうことをしておりますので、その字が使われたのだと思います。この女星活躍とっとり会議の中に、とっとり女性活躍ネットワーク会議を設けております。女性の視点で女性の活躍のための仕掛けを企画し、実施するとしております。平成11年6月には、男女共同参画社会基本法も制定され、ことしで20年。日吉津村でも平成20年3月、日吉津村男女共同参画推進条例を施行し、今年で11年目になります。当時から見れば女性の活躍の場は大きく広がってきております。それは何よりもこの議会に現在3人の女性を送っていただいていることにあると思っております。しかし、残念ながら、農業委員会に女性委員の参画ができておりません。考えてみますと、企画審査決定会議など、審議会などには男性の参加が多く、女性が積極的に参加するのはちょっとねってという捉え方の向きもあると思っております。なかなか一人一役にはなりません。多くの人材が活かされないのは本当に残念であります。

次の3点について伺います。①として、村の女性活躍推進施策について伺います。女性活躍推進法に、役割分担として市町村の責務があり、鳥取県女性活躍推進計画にも市町村の責務が記されております。日吉津村の女性活躍推進に関する現在の施策について伺います。②として、ひえづ女性活躍ネットワーク会議。これは仮称ではありますが、設置する考えはないかということについて伺います。鳥取県の女星活躍とっとり会議では、官民挙げて県内の女性活躍の実践に取り組むとしております。村でも女性を中心としたグループで活動しておりますが、残念ながら現況は手つなぎができておりません。横につながっていないなっていうことを感じております。ネットワークとしてつながれば、女性の視点と活躍で地域はより活性化するのではないのでしょうか。取り組む考えはありませんか。③として、防災活動に女性の視点を。平日の昼間に地域にいるのは、多くは高齢者、女性、中学生以下の子供たちだろうと思っております。この人たちが避難計画を立てることへの参画、そして避難訓練や救助活動に参加することで、何よりも日常の暮らしを見てきている女性たちの情報を生かすことが、災害時の避難において救命の重要な役割を果たすと考えるものです。特に広域避難所運営につきましては、女性の視点を加え、幅広くきめ細やかな対応が求められております。女性の視点を生かした村防災訓練に取り組む考えはありませんでしょうか。

大きく2点目として、幼児教育・保育無償化への対応について伺います。国の政策で、今年10月から幼児教育・保育の無償化が実施になりました。全ての子供たちに質の高い保育を格差なく保障することです。日本の保育制度は、基本を国がつくり、保育の責任は県、市町村としてお

ります。村でも種々取り組まれておりますが、良質な保育を保障するためには、公的制度で公費負担は不可欠と考えます。4点伺います。①、9月議会に無償化に対する補正予算を提出しなかった理由と、10月、11月分の副食費の扱いについて伺います。9月議会で提言されていた条例は、国からの条例不備により撤回されました。しかし、法の定めにより保育無償化は実施されます。補正予算が提出されなかった理由と、10月、11月分の副食費の取り扱いはどうされるのか伺います。2つ目ですが、入所全児童の副食・主食費の無償化と、ゼロ歳から2歳児世帯の保育料の減額を求めます。3歳から5歳児世帯とゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯の保育料は無料となります。しかし、副食費と主食費は国の定めでは無料にはなりません。副食費、これは国が定めた公定価格は4,500円となっております。これを村独自で公費負担するということが9月議会で村長が述べられました。9月議会の他町村状況は、3歳以上児は主食費も含め無償化する町もあると聞いております。子育て日吉津を重点政策としていることを踏まえ主食費も無償化すること。また、ゼロ歳から2歳児は高い保育料です。非課税世帯以外の世帯は無償化の恩恵がありません。この世帯についての保育料の減額も求めます。③として、保育所の管理運営に関する条例について伺います。現在保育所にかかわる条例が2つあります。日吉津村保育所の管理運営に関する条例、これは昭和45年に設置されております。この条例には規則がございます。この規則は昭和39年に設置されております。日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、これは平成26年に設定されております。そして、この条例には規則はありません。この2つの条例について説明を求めるものです。2つ目の条例、特定教育・保育のほうの条例は、子ども・子育て支援法の制定により総合的に設置を国がしたものと考えておまして、関連法が整備されたと解しております。つきましては、この2点の日吉津村の条例についての説明を求めます。④として、保育料徴収金額の基準の世帯階層区分の定義について伺います。本村の保育料徴収金額基準は前年課税額であります。他町では8月以前は前年課税額でありますけれども、9月以降は当該年度課税分としてあります。この定義につきましては村独自で定めるものかどうかをお伺いをいたします。

質問は以上です。答弁によりまして、再質問させていただきます。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 三島議員からの御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、最初に御質問がありました、女性の視点が生きる環境をとということでございます。女性の視点というのを行政運営あるいは村づくりに生かしていくということは本当に重要なことだというふうに認識をしています。現在もいろいろな審議会等々で女性の方にも入っていただく、

男女の割合がどちらかに偏らないようにということで取り組みをさせていただき、御参加をいただいているいろいろ貴重な御意見をいただいているものと認識をしているところでございます。その上で、御質問がありました何点かお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、女性活躍推進法に係る村の女性活躍の推進施策につきましてお答えを申し上げます。女性活躍推進法でございますけれども、議員さんのほうからもありましたように、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律ということでございます。この法律は、女性がみずからの意思によって職業生活を営み、または営もうとする、そのときに女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要だというような認識からできた法律だということでございます。女性の職業生活における活躍を推進をしていくということで、具体的には職業生活ということでございますので、女性に対する採用ですとか、昇任等の機会の積極的な提供と、女性の力の活用、あるいは、性別による固定的な役割分担等を反映した職場環境が及ぼす影響への配慮等々が定められている、また職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備、このようなことがこの法律によって定められ、求められているということだと認識をしております。その中で、市町村の責務ということでございますけれども、地方公共団体ではこれは女性活躍推進計画、これ努力義務でございますけれども、この女性活躍推進計画を定め、そして女性の職業生活に関する相談に応じ、あるいは関係機関の紹介や情報提供、助言などを講ずるように努めるということが市町村、地方公共団体の責務ということでございます。こちらに関しましては、国のほうでですね、国のほうでも基本方針を策定をしています。その上で国が職業訓練、職業紹介、啓発活動、情報の収集提供を行うということになっておりまして、国のほうでは、ハローワーク米子で保育士が待機するマザーズコーナーの設置であるとか、ポリテクセンター米子との連携、あるいは、育児・介護休業時の手当の措置等々が実施されているということでございます。また、企業のほうに対しまして、労働局から、女性の就業支援に関するチラシ等を事業所に定期的に送付をされ、雇い主の方にその制度や支援などの説明会を開催をされたり、女性を雇う際や社内研修への助成金の措置、ワーク・ライフ・バランスによる男性の育児休業の推進などが図られているということでございます。本村におきましては、そういった国がやっておられること、取り組みに関しまして、そういった制度等の周知、女性向けのパンフレット等の設置や、広報誌・ホームページへの定期的な掲載などの啓発活動を行っているというのが現状でございます。

次に、女性活躍のネットワーク会議の設置に関しましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきます。

次に、防災活動に女性の視点をということでございます。こちらにつきましても、防災、特に

避難所の運営等に関しまして、女性の視点を生かしていくということは大変重要なことだというふうに認識をしております。災害発生時には、地域防災計画に基づきまして災害対策本部を設置したり、あるいは安否確認、避難所の運営等々を行っていくことになっております。この避難所の運営に関しましては、西部町村会のほうで、これは共通の避難所運営マニュアルというのを作成をしています。この中に女性の視点による配慮事項というのも盛り込み、例えば授乳のことであるとかプライバシー、洗濯物の干すところを分けたりと、そういったような配慮事項を盛り込んで対応することとなっているところでございます。また防災訓練に関しましては、ことしも10月6日に村の防災訓練を行ったところでございますけれども、特別に女性の方に特化した訓練というのには行ってないところではございますけれども、各自治会で行われます防災訓練、避難訓練であるとか、あるいは炊き出しの訓練ということで、日赤の日吉津支部さん、食生活改善推進員の皆様には積極的に御参加をいただいているところだと思っています。このたび台風19号等で非常に東日本を中心に甚大な被害が発生したところでございますけれども、このときに避難所の生活が長期化をするというような課題も出てまいったところでございます。こういったことに対応するために県のほうでは、報道にもありましたけれども、避難所の運営マニュアルの作成指針というのを、これ、県がつくっているんですけども、これを改定をしていこうということで検討委員会が開催をされているというところでございます。この中では、例えば乳幼児がおられる家庭が避難しやすい避難所であるとか、あるいは障がい者の方やペットを飼っている方が訪れやすい避難所にするにはどのような視点が必要かというようなことを検討され、これを市町村向けに標準化するようなマニュアルのような形でつくっていかれると、検討していかれるということでございます。こういった検討の状況も踏まえながら、村のほうにおきましても女性の方々の視点も取り入れながら、その防災の体制っていうのは考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。御質問のありました防災訓練の内容につきましては、先般行いました防災訓練の際にもいろいろな反省点もいただいているところでございまして、今後また防災訓練も充実を図っていきたいということで考えております。その中で女性の視点を加えた防災訓練、防災活動ということに関しても、検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、幼児教育・保育無償化への対応についての御質問にお答えをいたします。まず1点目、9月議会に無償化に対する補正予算を提出しなかった理由と、10月、11月分の副食費の扱いについてでございます。こちらにつきましては、10月より国の幼児教育・保育の無償化が始まっておりますけれども、これは村の予算として歳出に大きな変動があるものではなく、主に財源の内訳、国からの臨時交付金が来て、そのかわりに保護者の方から保育料をもらわなくてもいい、

よくなるという、財源の内訳が変わるといところが主なことになるということで、まだその国の臨時交付金の取り扱いもなかなか少し見込みが立たないというような時期でもございましたので、そこが見込みが立ってから予算化をしようという考えで10月にはお願いをしなかったというところがございますが、このたびその見込みも立ちましたので、12月の補正予算に上げさせていただいているというところがございます。10月からは、国の考え方にに基づき保育料の無償化を行っております。あわせて、副食費、これは3歳から5歳児の2号認定の方の副食費については保護者の方からはいただかない、村のほうで負担をしておるところでございます。

次に、入所前児童の副食費・主食費の無償化と、ゼロから2歳児の保育料の軽減ということでございますけれども、まずはこれは国の考え方として、今回の幼児教育・保育の無償化というのは、3歳から5歳児については主食費・副食費を実費徴収として、ゼロから2歳児については従来どおり保育料に含めるということが基本的な考え方だというふうに認識をしています。本村におきましては、10月から副食費については、先ほど議員さんのほうから4,500円というのが基準だということでありましたけれども、この副食費に関しては村の負担ということで、あわせていただかないということにしております。主食費につきましては、これは従来より御飯を持参をしていただいているという現状でございます。こちらにつきましては、今後も同様をお願いをしたいというふうに考えております。ゼロから2歳児につきましては、国の方針、考え方によりまして、副食費は保育料に含まれるものと認識をしております。現在のところ住民税非課税世帯のみ保育料無償化ということになっております。今後もですね、国等の動向を見てこれは検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、保育所の管理運営に関する条例についての御質問でございます。日吉津村保育所の管理運営に関する条例は、公立保育所である日吉津保育所の管理運営に関する必要事項を定めている条例でございます。もう一つの日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、保育所だけではなく、幼稚園、認定こども園のような特定教育・保育施設や、小規模保育所のような特定地域型保育事業の運営について必要事項を定めたものとなっております。以上、説明でございます。

最後に、保育料徴収金額基準の世帯階層区分の定義についてということでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げました規則、日吉津保育所の管理運営に関する規則の中でこの保育料の徴収金額基準というのは定めているところでございます。そして、本村におきましても、子ども・子育て支援新制度に伴い、これは8月以前は前年度分課税額、9月以降は当該年度の課税額で算定をしているという状況でございます。

以上で私からの答弁は終わらせていただきまして、女性活躍ネットワーク会議の件につきまして、教育長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 三島議員の御質問にお答えしてまいります。

ひえづ女性活躍ネットワーク会議の設置の考えはないかとお尋ねでございました。御指摘のございました、女星活躍とっとり会議につきましては、先ほど村長からの答弁にもございましたが、平成26年7月10日、鳥取県の経済界が中心となって、女性の活躍を推進する官民連携組織として輝く女性活躍加速化とっとり会議が発足いたしました。その後、平成29年5月22日に現在の女星活躍とっとり会議に改称されたものと認識いたしております。

この会議が設立されました背景や目的に関しましては、これも御質問の中や、村長の答弁にありましたように、少子高齢化の社会状況におきまして、人口構造が大きく変化していく中で、女性が活躍できる環境を整備していくことが、人材確保の観点のみならず地域の活力を維持して地域経済の活性化や持続的な成長実現の観点からも必要であって、地域の実情に応じた取り組みが不可欠な社会状況であるということから、経済団体、労働団体、行政が一丸となって、女性が活躍しやすい鳥取県を推進する組織を推進主体として、女性が輝く日本一の鳥取県をつくるということを目指すということであろうと認識しているところでございます。また、この女星活躍とっとり会議の中に、御指摘にございました女性の活躍推進のエンジンとして、平成27年7月29日、とっとり女性活躍ネットワーク会議が設置されまして、キックオフミーティングを開催されたところでございます。この会議では、企業経営者、女性起業家、企業で活躍する女性の皆さんが集われて、女性がさらに活躍するために必要と思われる仕組みや制度などについて自由に語り合い、女性の、女性活躍のこれからについて考えていく会議であると受けとめているところでございます。

本村におきましては、平成29年11月13日、日吉津村村長、教育長、課長級以上の幹部職員の10名がイクボス宣言及びファミボス宣言を行っているところでございますが、女星活躍とっとり会議は女性がさらに活躍するために必要と思われる仕組みや制度などについて自由に語り合って、女性活躍のこれからについて考え、職場の環境、ルールづくり等に取り組む組織という視点で運営されているものと認識しているところでございます。現在、教育委員会事務局として把握いたしております社会教育団体は、81団体でございます。社会教育、生涯学習に携わる個人はさらに多数いらっしゃることを考えております。現在はこれらの団体及び個人に対しまして、それぞれの活動趣旨に沿った内容のイベント等を行う際参加のお声かけをしまして、その都度実

行委員会等のネットワークを構成してまいっているところでございます。例えますと、海岸クリーン作戦、子どもの日まつり、村民運動会、各種球技大会、チューリップマラソン、ふれあいフェスタ、盆踊り花火大会、芸能大会、ヴィンステひえづ出会いストリート展示、さらには12月22日に予定されております日吉津村音楽祭などなど、それぞれの実行委員会等では女性委員さんからも活発な御意見やアイデアを発信していただいていると考えているところでございます。今後とも各団体、個人の目的や活動趣旨に沿った社会教育、生涯学習活動に参加していただきまして、多様な社会教育、生涯学習活動の推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。御質問にございました、ひえづ女性活躍ネットワーク会議の設置を社会教育、生涯学習の一環として取り組むということは現在考えてはいないところではございますが、御質問にございましたように、女性の視点に立ったアイデアや御意見を大切にして、さまざまな会議等に生かせるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げまして、三島議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 答弁いただきましたので、再質問させていただきます。ひえづの女性の活躍ネットワークってということについてであります。これは一応、仮称っていうことで、質問書には書いておりませんでしたけれども仮称です。皆さんが寄ったときにどういう会になるか、それは検討いただければいいかなとは思ってますけれども、以前から私はこのことを質問はさせていただいてます。私たちがつくっております自主的な女性の会も今年で30周年を迎えました。これを立ち上げるときにも大変厳しい批判なり、いろいろいただきましたけれども、よく頑張って30年続けてこれたなっていうことを思っています。こういうことの積み重ねがまた、女性が職業を持っていく上において生かされていくっていうことも感じてます。

その中で一つですが、私のこの質問の仕方がちょっと女性活躍、国のほうのってことがありましたので、そういう方向に偏ってしまったのかなっていうふうに今、ちょっと答弁聞きながら伺ってましたけれども、日吉津村の女性が手つなぎをしたいっていうことは、私たち女性の会は最初からの願いでして、その4点ですかね、私たちは目標を掲げてまして、その中に一番初めにうたっておることです。女の祭りとかっていうのも開催もしてきまして、教育委員会の社会教育としての支援っていいですかね、協力、お金、補助金を下さいとかそういう考え方ではなくて、団体に対してのPR、そして教育委員会もこういうふうに女性を応援してますっていうことを出してほしいっていうことがありましたので、そういうことをお願いをして、そうですね、5年くらいでしょうかね、出てきていただいて挨拶もいただいたりとかして続けてきましたけれども、そ

れが続かなくて7回で終わってしまいました。とっても残念に思っています。それを続けてきて何とか日吉津村の女性が協議会でもいいし、1年に1回自分たちの団体はどういうことをしてあるということを話し合いながら日吉津村を盛りたてていきたいということが一番でした。各自治会に婦人部っていうのがございますが、これは立ち上げ、皆さん御存じかと思いますが、行政からの、何ていいますかね、立ち上げてくださってということが、当時区長さんっていうのだったんですけれども、要請があって、各世帯から1名女性は必ず入ってということで設置されてきたものです。ですが、現在それがだんだん希薄になってきてまして、なかなか大変な状況だになっていうことを思っています。その中でも女性の会をしてきたので、そういうものがあるのになぜ女性の会を立ち上げるかっていうこともありました。ですが、自主的に、それこそ自主的に活動をしていかないと、自分たちでいろんなことを考えていくっていうことはできないってことで立ち上げたものです。活躍を私はしてきたと思っています。県とかいろんな方々に協力をいただいて続けてこれたってことも思ってますし、これからも新しい会員さんにも入っていただいて続けていきたいし、地域の支援にも目を向けていきたい。それこそ、次ありますけれども、防災についても目を向けていきたいっていうことを思っていることで、これは全体に通して、男女共同参画も含めた中で考えていただきたいなということでちょっと質問の項目を上げましたけれども、通しての理解をいただきたいっていうふうに思っています。手つなぎをするときに、なかなか他団体への呼びかけができないってことがありまして、教育委員会、社会教育からでも、こういう女性が寄る会をするので寄っていただけないかっていうことのきっかけづくりをしてほしいってのがまず1点でして、そういうことを言わなかったなってことを今思っていますけれども、そういうことについてのお考えはないでしょうか。先ほどは、ひえづ女性の活躍ネットワーク会議っていうのは考えていないって教育長さんの答弁でしたけれども、日吉津村の中をみやすく考えてみて、女性の人に横に広がってほしいっていう中からの考えの、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 三島議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の最後に申し上げましたように、女性の視点を大切にしたいいろんな会議での運営については、その視点はとても大切だと思っております、そのことに努めてまいりたいというふうにお話ししたとおりでございます。また、新しい女性の会、主体的な女性の会につきましても、御依頼がありました際にはぜひ協力させていただきたいというふうに考えているところでございます。各自治会の婦人部のお話もございましたが、今、大きな課題となっておりますコミュ

ニティづくり、ひいては村づくりに関しまして、女性の皆さんの視点を大切にすることというのは大変大切なことだなというふうにも考えております。他団体への呼びかけとか、そのきっかけづくり、つながりづくりということに関しましては、これも必要であろうというふうに思いますので、各団体の主体的な取り組み、目的に沿った取り組みの中で協力の御依頼がありましたら、その都度検討してまいりたいというふうに考えております。生涯学習、社会教育の活動に関しましても、先ほど申し上げましたコミュニティづくり、村づくりに資するように、女性の皆さんと一緒に考えていく姿勢を常に持って取り組みたいと考えておりますので、またいろいろな御相談をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 先ほど教育長からもありましたけれども、私は資料要求で社会教育団体は大体、幾らある、幾つの団体がありますかってことを調べていただきました。おっしゃいましたように、81という回答をいただきましたけれども、社会教育団体っていうのは、公の支配に及ばないものということが前提になっておりますね。この中を見ますと、ちょっとこれはっていうのも感じないわけでもありませんけれども、一々こう、ここのグループはどうかっていうことは申し上げませんが、たくさんある、こういう会がですね、全部が全部寄れるとは思いませんけれども、1年に1回でも関連したようなグループが寄ってきて話し合いをする、そしてそこからコミュニティが広がっていくということも考えられますので、そういうことも今後検討をしていただきたいというふうに思います。生涯教育っていうのが叫ばれるようになりまして、全体的な社会教育っていうのが何か追いやられてしまったなというふうに私は受けています。

先般も日本海新聞に山田晋さんが、社会教育ひとり言でしたかね、人と人とのつながりをもっていうことをお書きになっておまして、楽しみに読ませていただいておりますけれども、いろいろ教えを請うたなと思いつつ思い出しておりますが、生涯教育っていうのは、生涯学んでいくということで大変大切なことだと思っております。ですが、教育ってことではなくて、社会教育というのは地域の課題とかいろんな、自分たちが生活していく中でのことについてを組織といいますが、広がりをもって考えていくということに私は捉えておりますので、そういうことを進めて、以前はそういうふうになってたなあということを感じるものでして、今後、まあ人口もふえていろんなことで希薄化が進んでますので、そういう点を考えて教育委員会だけではなくて、行政の男女共同参画のほうとか、防災とか、そういうとこと組み合わせをしながら取り組んでほしいということを思っています。思いますのは、やはり社会教育のほうに皆さんを取っ

きやすいかなっていうことを思ってるんですね。取りまとめをしていただく、横の、行政の中でも横のつながりを持って考えていってほしい。地域、見守りっていいですよと、福祉の認知症ってというのがすぐ出てきますけれども、認知症っていうとみんながちょっと一歩引くっていうことをこのごろ思っていますので、そういうことではなくて、社会教育の中でこういう見守りとかってことを入れていきたくらいが入りやすいっていうふうには受け取っています。行政の方とか教育委員会の皆さん、どういうふうには受け取られているかわかりませんが、その点を考えていって女性がメインになって動けるような、そういう女性に対する支援ですね、そういうことを考えていただきたい。これまでの一般質問の中でもそれを話したときに、男性が後押しをするような施策っていいですか、そういうことを考えていきますっていう答弁はいただいておりますけれども、それがどこら辺まで進んでいるのかなってことがわかりません。そういうことについても、以前は以前ではなくて、考えていただきたいというふうに思うんですけども、行政のほうではどうなんですか。男女共同参画とあわせて教育委員会が組んでいくっていうことの方針をちょっとお聞かせください。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。私の答弁の冒頭にも申し上げさせていただきましたけれども、やはりその村づくりであったり、行政の運営していく中に、女性の皆さんの視点も入れながら運営をしていくっていうのは非常に大事なことだと思っています。その中で、やはり今、私どものほうでいろいろな審議会等をやっている中では、極力男性の方も女性の方も参画をしていただく中で、さまざまな御意見をお聞きをして反映をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

また、議員さんからもありましたように、やはりいろいろな団体の方たちが活動をされていて、これをやっぱりお互いに情報共有をし合ったり、つながったりすることで、また新たな動きっていうのも生まれてくるんじゃないかなというふうに感じているところでございます。

また、防災の御質問もいただいております、避難所の運営等々の話もありますけれども、やはり避難所運営ということになってきますと、やはり自治会であるとか地元のほうにある程度は担っていただく部分も非常に多くなっていくのではないかとこのように感じております。そういった中で、やはり女性の方にもどんどん入っていただいて、女性の視点も生かしていただきながら、そういった防災のことですとかということも考えていく必要があるなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（４番 三島 尋子君） 村長のほうから、今、防災っていうことをいただきましたけれども、私たち議員として、先般、総務経済常任委員会で南郷地区のほうへ視察に参りました。きのうですけれども、委員長のほうから報告がありましたけれども、大変いい勉強をさせていただいたなっていうことを思っております。女性の活躍は本当に素晴らしいものでした。女性の力、エンパワーメントを出すってことは重要なことですが、それをやっぱり出させる力っていうのは、横のほうからですけども、後ろから横から、男性の方で、やはり責任がある方っていうのは、役がついておる方っていうのは男性の方です。ですので、そういう立場にある人がやっぱり理解をしていただいて、後押しをしていただくということが大変重要なことだと、私はそのとき思いました。南郷地区もそういう方、会長さんがいらっしゃいまして、ぜひ女性はっていうことがあって、あっ、進められているっていうことを感じましたので、日吉津村にも防災士さんもたくさんできましたし、いろいろなところでそういうことを発揮させていただけるような、そういう活動に取り組んでもらえるように行政のほうでもやっぱり進めていってほしいというのを思います。これを要望しておきます。

次、子ども・子育てのほうですが、１１月から無料化っていうことになってますけれども、条例は撤回されましたが、１１月１日から施行して、先ほどの村長の答弁では、予算も大きく動くけども、補正予算とかそういうものをしなくてもできるっていうような答弁だったと思います。そうしますと、規則ですね、規則も変えなくてもできるものなんでしょうか。規則がいつ変えられたか、改正されたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

規則につきましては、三島議員さんが資料要求で出させていただきましたのに提出させていただきましたけれども、あの別表に従って、この１０月１日から運用をさせていただいてるということでございます。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（４番 三島 尋子君） 変わってきた表っていうのはいただきました。ですが、いつ改正されたかっていうことのところは載っておりません。その改正を、規則のね、された日にちっていうのはいつなんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

運用は１０月１日からしておりますけれども、最終的なちょっと手続がまだ、国の交付金の動

向とかが不透明であったものから、最終手続をまだしてないというところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 私のとり方がちょっと違うのかもわかりませんが、素人で考えた場合ですね。条例は国で決まっていますので、その1年間経過措置があるっていうことはうたわれておりますが、10月1日から4,500円とかそういう無料化にしていきますっていうことはわかりますけども、4,500円を徴収しないっていう、そういうことは独自ですね。独自のものについても、何の変更もしなくてもできるっていうことなんじゃないかな。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

もちろん別表を変えないとできませんので、それについては変えて、最終的なきちっとした告示行為をするということになると思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 私は、9月議会で撤回をされたときに、村長の方針の中にも独自で対応しますっていうことがありましたので、あ、大変いいことだなっていうことを受け取りました。

でも、議会としてですね、その4,500円をしていいっていうことの議決なんていうものは要らないものかなっていうことを単純に思いました。補正予算はって聞きに行きましたら、補正予算は現在なくて、現在ある予算の中で動かせるので、その中で動いていくっていうことでした。ですが、科目が違ったりいろんなことがあると思います。で、保育料が入ってこないっていうのもありますね。で、そこが変わる。

先ほどは、給付金が確定しないのでっていうことがございましたが、他町をちょっと聞き合わせてみますと、一応の予定の金額で出されて、いろいろ全員協議会で、今後この事業はこういうふうに変りますってということが説明してございます。ですが、日吉津村の場合は一切そういうことをしていただいております。ですので、どれがどういうふうに変ったかってことがわからないんですね。それでお聞きをしますけれども、規則についても、私は16日の日に情報公開っていいですか、それをしたとき、まだ変わっておりませんでした。ですので、これも遡及をしていく、給与でいえば遡及になります、そういうふうな形になるのかどうなのか、規則までも及ぶんですね。国の法律っていうのがそこまで全部いくっていうことなんじゃないかな。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

条例改正につきましては、もちろん議決が必要ということですが、規則につきましては議決までは必要ないということで、利用者負担につきましては、条例のほうに規則で別に定めるというふうになっております。その規則を改正すれば、利用者負担額というのは改正できるわけですから、利用者負担を別表にてこのたび変えたということです。で、先ほどから申し上げておりますが、最終的なまだ手続をしておりませんので、それは速やかに行いたいというふうに思っております。

それと、他町の状況ということですが、他町も補正をしたところもありますし、うちのようやり方をしたところもございます。私の記憶の中では、この9月の定例会の中で財政的なことについても、今回は補正をせず確定した12月に補正をさせていただくというような説明を一言させていただいているというふうに記憶しておりますので、そのようなやり方で進んでまいったということがございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 9月議会ではね、質問をしようと思いましたが、撤回になりましたので質問することができませんでした。御意見は申し上げましたけれども。そのときから、2歳児においても減額はしてほしいということを一言申しましたけれども、そういうことについてなかなか意見を言う場がなかったということがあります。それと、規則はいつ定めてもいいかっていうことでもないと思いますので、その点を私ははっきりしてほしいということを思います。間に合わないのっていうことでは通らないんじゃないかなというふうには思っています。その点を考えていただきたいです。

それと、条例の件ですが、2つの条例ということを行いました、私が思いますのは、違いかもわかりませんが、間違っていたら間違っているということをおっしゃっていただきたいですが、子ども・子育て支援法ができたときに、ここにある統一三法が整備をされて一本になったということを私は捉えています。ですので、日吉津村の保育所管理運営というのは、保育所を設置してどこにするかっていうことをうたっただけで、あと全部はどういうことが入るってのがうたってありますね。保育所っていうのもありますね。定義、目的ですかね、そこにあると思いますが、これは一本でいくっていうことではないですね。そこが私はちょっと理解ができないんですが、子ども・子育て支援法で一つになったんじゃないでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

2つの条例はあくまで日吉津の保育所の管理・運営と、それから子育て支援法でできました特定教育保育施設というものは別に考えてありますので、そこは一本にはならずそれぞれの条例をつくっていくということで、特定教育のほうはやっぱり内閣府令に準じてつくるというふうになっておりますので、それはそれで独立したものとして、これからも改正なり準じてやっていくということになると思います。以上です。

○議員（4番 三島 尋子君） 時間が来ました。

○議長（井藤 稔君） 以上で、三島尋子議員の一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） ここでしばらくの間、休憩をいたします。再開は11時といたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（井藤 稔君） 再開します。

引き続き、一般質問を行います。

議席番号2番、山路有議員。

○議員（2番 山路 有君） 皆さん、おはようございます。2番、山路です。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問に入りたいと思います。

皆さんも御存じのように、昨日、令和元年、2019年の新語・流行語大賞ということで、「ONE TEAM」が決定したところであります。大変スポーツにかかわる人間として、また、議会、行政にかかわる人間として、このONE TEAM、日吉津村もこのONE TEAMで取り組んでいきたいなというふうに思っております。

本年は、皆さんも御存じのように、村制130周年、記念すべき年でございます。また、この記念すべき年に中田新村長が誕生し、またこれも記念すべきことであるというふうに思っております。いよいよ中田新村長の手腕が問われる令和2年度の予算編成の時期を迎え、その手腕に期待するところであります。

ちょっと話題をかえますけども、本年は自然災害、とりわけ台風の被害が多い年でありました。特にこのたびの台風19号、これは10月の12日、日本に上陸し、1都4県の被害は膨大なものとなりました。不幸にして亡くなった方が93名、それから、いまだに2名の方が行方不明というふうに聞いております。改めて自然災害の怖さを思い知るところであります。被災された、

受けられた皆さんに、一日も早くふだんの生活に帰られることをお祈りするところでもあります。

注視すべきは、亡くなった方の70%以上が高齢者の方であること、また助かった方の多くが、近所の方からの声かけで避難し、九死に一生を得られているということでもあります。今後、地球温暖化から来る想定外の自然災害は、ますます猛威を振るう状況と言われております。このような状況も踏まえて、本日の一般質問、防災関係の質問が主となろうと思っております。

本日の私の一般質問、紹介させていただきます。最初に、災害に強い村づくりを目指して。そして2点目が、日常業務、報告、連絡、相談、よく言われることとして、ハウレンソウと言われますけども、この徹底をということで、2番目。3番目が、村内を花で飾る施策の推進をということで、以上3点について質問をさせていただきます。

最初に、災害に強い村づくりを目指すということで質問をしたいと思っております。頻発する自然災害、地域防災力の強化と一言言うが、難しいと思っております。具体策として、各自治会に防災組織、仮称ですけども防災会を結成し、核となる防災士2名程度を設けると。自助・共助の推進の第一歩であり、これが災害に強い村づくりの具体策と考えます。当然防災会には、村としての活動費も組むということで一つ、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

2点目が、村の防災訓練、当初から津波想定であります。住民の皆さんの意見も踏まえ、豪雨による川の氾濫想定で実施してはどうかと。また、上流域の自治体との連携も大切であると、このあたりの連携の訓練も必要ではないかというふうに思っております。特に台風19号でも、下流域は天気だったと、上流域でゲリラ豪雨で思いもかけぬ水害になったという事例がここ何件もあるところですので、このあたり一つ、訓練をする必要があるのではないかと。上流域の自治体との訓練、このあたりも少し村長の考えを聞きたいと思っております。

そして2点目が、日常業務「報・連・相」ってということで、報告、連絡、相談、この徹底をということで質問したいと思っております。日常業務として、報告、連絡、相談は上司や同僚における基本であり、何より住民の信頼を得るためにも大切なビジネスマナーと心得ます。企業であれば、今、申し上げたようにビジネスマナーということでいいますけども、行政であれば、やはり住民も巻き込んだ中でのマナーでなければならぬというふうに思っております。職員の指導はどうなっているのかということで質問をします。

そして3点目が、村内を花で飾る施策の推進をということで質問をいたします。自治会内、クリーン作戦、川ざらえ等、ごみ等が少なくなったことに驚くところでもあります。これは長年の取り組みの成果であると思っております。これまで他市町村を視察する中で、安心・安全なまちづくりはごみ、ポイ捨て等がないこと、また、花で飾られた環境づくりの裏づけがあることを学ん

でまいりました。しかしながら、村内、メイン道路を花で飾る活動が衰退ぎみであります。その大きな要因は、取り組んでこられた団体等が高齢になられたことも一因しているというふうに思っております。形を変えてでも推進できないものか質問いたします。3点について質問いたします。

まず1点目が、各自治会には緑化推進の予算が出ているので、推進を働きかけることをできないのかと。そして2点目が、希望する世帯にはプランター、ここには2個程度、花の苗10本程度を支給すると。支給する条件として、家の前などに並べてもらい道路脇に並べてもらうということを条件にして、こういう一つ取り組みができないものかと。そして3点目が、限定した緑化予算を組み、役場前、その他の公共施設前にもプランター等に花を植え、道端等に飾る運動ができないのかと。職員が率先して行わなければ、自治会、世帯への説得力は、私はないと思っております。このあたり、村長の見解をお聞きしたいと思います。

以上で私の一般質問終わります。答弁内容に応じては、再質問を行わせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、山路議員からの一般質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目、災害に強い村づくりを目指してということで御質問をいただきました。議員おっしゃいますように、災害時には、自助、共助というつながり、取り組みが非常に重要であるというふうに認識をしているところでございます。その中心となりますのは、やはり身近な家族であったり、地域、自治会であったりということだと思っております。そのためには、防災組織の結成や防災士、防災リーダーの育成というのは、非常に大切なことだというふうに認識をしているところでございます。

現在、7自治会ありますうち6の自治会で防災組織が結成をされているという状況でございます。そして防災士ということでございますけれども、防災士といいますのは、自分の命は自分で守る自助、それから地域、職場で助け合い、被害拡大を防ぐ共助、それと住民、企業、自治体、防災関係等が協力して活動するという協働、この3つを基本理念として活動をされる防災士。平常時には、防災に関する講演活動ですとか、災害の図上訓練、あるいは避難所訓練等のリーダー役を果たすなどの啓発活動。そして災害時には、避難誘導や初期消火、救出等の救助活動に当たられるということで、東日本大震災でありますとか、熊本地震におきましても、防災士の皆さんのリーダーシップによって住民の命が助かったり、避難所開設がスムーズに進んだというような事例が多数報告をされているということでございます。

こういった観点から、村におきましても、各自治会に防災リーダー、これが必要という考えから、2年前から防災士の資格取得をされる方を自治会から推薦をいただきまして、資格取得にかかる経費について、村で補助を行っているという状況でございます。これまで自治会推薦3名と消防団員7名の計10名が防災士の資格を取っていただいていると。ことしも自治会推薦3名と消防団の計6名が防災士の資格取得予定で、これが全員取得されますと、合計で16名となる予定でございます。

まず、防災組織につきましては、今後も防災組織の結成、それからその活動の活性化ということで、ぜひ働きかけをさせていただきたいと思っておりますし、また防災士の関係につきましても、育成を進めるとともに、今年度この防災士の資格を取られた皆様方にお声がけをしまして、情報交換ですとか、意見交換ですとか、そういったことをしていただけるような場というのも設けてまいりたいと考えているところでございます。そして、議員のほうから、活動費を村のほうからという御提案をいただきました。こちらにつきましては、まずはコミュニティの助成等を御活用いただければというふうに考えているところでございます。

次に、豪雨による川の氾濫想定で防災訓練をしてはどうかという御提案でございますけれども、こちらにつきましては、10月6日に村の防災訓練、ことしは地震及び津波を想定した訓練ということで実施をしたところでございます。後日、反省会を開催をしたわけですが、こちらの場におきましても、多くの皆さん、自治会のほうからも、ぜひ今般、非常に全国的に大きな災害、発生をしております川の氾濫の想定をした訓練もやってはどうかというような御意見もいただいているところでございます。こちらにつきましては、ぜひ地震、津波に備えることも大事ですけれども、川の氾濫に想定をして訓練をするということも重要なことだと考えておりますので、今後の防災訓練を考える中で、この水害の想定というのも考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、上流域の自治体との連携ということでございます。こちらにつきましては、日野川水系の自治体、それから国等で日野川水害のタイムラインというのを30年につくっております。日野川の氾濫を想定をした日野川水害タイムラインを西部地域の合同で策定をして、それに沿って対応をすることとなっています、ということでございます。実際に、水害が想定されるような大雨、台風の準備といいますか、に備える段階になったり、実際に発災をするというような段階では、それぞれの自治体がやはり、自分のところと言ってはおかしいですが、それぞれの市町村内の災害対策本部を設置して、被害状況を把握して、どういった対策をしていくかということなどで精いっぱいになるのではないかなというふうに思っているところでございます。なかなか

こういった状況の中で、上流域、下流域の自治体間での、まさに災害が来ようとする段階での連携は現実的に少し難しいのではないかなというふうに思っているところでございます。こちらにつきましては、日ごろから气象台ですとか、日野川河川事務所、それから県、こういった関係機関と情報連携を密に行い、迅速な情報収集と的確な状況判断をし、住民の方に早くて正確な情報提供をしていけるように努めたいと考えております。

一方で、避難所を開設して、こちらの避難所、避難生活を余儀なくされるというか、こちらが長期化するというような段になってきた場合には、それぞれの市町村によって状況も違ってくると思いますので、こういった場面におきましては、ほかの市町村との連携、現在も避難所の運営訓練というのは、西部の町村会で合同で行っているというようなこともございます。こういった場面で連携を図っていくことというのは、可能だろうというふうに考えているところでございます。

次に、日常業務の「報・連・相」、報告、連絡、相談の徹底をとということでございます。これはまさに議員おっしゃるとおりだと思っております。民間でもそうですし、役場でもこれは欠かせないことだと認識をしているところでございます。村といたしましても、この指導はできているかという御質問でございますけれども、ふだんよりこの指導を行いますとともに、県の職員人材開発センター等が行う研修におきましても、研修も行っているということでございます。引き続き、こちら指導、研修に取り組んで徹底をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

もう一点が、村内を花で飾る施策の推進についてということでございます。議員からもお話ありましたように、現在、鳥取県緑化推進委員会のほうから希望する団体に対し、緑の羽根募金を原資とした交付金が支給され、木や花を植える取り組みを行う制度があるということでございます。本村では、毎年この交付金制度の説明を行い、一部の自治会では活用をいただいているという現状でございます。こちらにつきましては、引き続きまして、なるべく多くの自治会で取り組みを進めていただけますよう説明等を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、希望する世帯にプランターや花の苗を支給する、そして、それを道路脇や家の前などに並べてもらってはどうかという御提案でございます。こちらにつきましては、これまで村の単独事業として、一定の団体に対して県道、歩道にプランター栽培の草花を展示する活動をお願いをしているところでございます。今後でございますけれども、やはり自治会ですとかそういった団体を通じて、多くの方々のかかわりの中でそういった花で飾る活動などが行われていくということが地域活性化にもつながるということで、大変重要であると認識をしているところでござ

ざいます。こちらにつきましても、引き続きまして、緑化推進の交付金等の活用を進めながら、既存の制度を活用をしていただきながら、まずは自治会等の単位で取り組みを進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、緑化予算を組んで役場前や公共施設等を花で飾る運動ができないものかということでございますけれども、先ほど来申し上げております各自治会等で緑化推進の交付金を活用していただいたり、独自の予算などで花を飾るなどの景観形成を図る取り組みを進めていただいているところでございます。また、ふるさと創り運動の会、こちらのほうで庭の草花コンテストの開催であるとか、あるいは苗やチューリップ球根の販売等々に取り組んでいただいております。そして、チューリップマラソンの実行委員会のほうでも、球根、プランターにつきましては、実行委員会から支給をして、花づくり、沿道のチューリップをつくっていただくような取り組みをお願いをして、本当に皆様方には御協力をいただいております、感謝を申し上げる次第でございます。また、役場前の植栽に関しましても、ボランティアで管理をしてくださっている方もいらっしゃるしまして、スイセンですとか、先般もチューリップの球根を植えてくださったというようなこともございました。本当に感謝を申し上げる次第でございます。

一方で、やはり議員もおっしゃいますように、年々その取り組みを継続をしてくださる方の確保というのがなかなか難しい状況であるということも十分認識をしているところでございます。やはりこういった状況も踏まえた中で、新たな緑化予算というよりも既存の事業を使って、いかに活用していただきながら、花づくりであったり、花で飾る施策っていうのを、こういった取り組みを進めていくかということを考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、職員が率先して行うべきではないかということでございます。こういった地域活性化の取り組みに対しまして、それぞれの役場職員がかかわっていくことっていうのは、非常に重要なことであるということで認識をしているところでございます。議員からありました緑化推進も含めた地域の活動につきまして、役場職員も住民であったり、あるいはコミュニティ支援の活動の一環として、積極的にかかわってってもらいたいというふうに思っているところでございます。こちらにつきましても、ぜひその自治会等の取り組みに参加をさせていただいて、職員も一緒になって汗を流して頑張れるように、職員のほうにも働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきまして、私からの答弁にかえさせていただきたいと思っております。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 大変丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございます。きょうは、先ほど申し上げたとおり、特に防災関係の質問にできたら終始したいなというふうに、時間

を割きたいなというふうに思っております。

まず最初にお聞きしたいのが、6月議会に私、副村長、防災監を設けられたらどうかということで、そのあたりについては、村長のほうから検討したいという答弁をいただいたと思ってるんですけど、副村長は置いても、これだけ全国的に災害が多い中では、防災監を置くことについてどういう検討をされたのかなど。ちなみに、県内の市町村見てみますと、やはり災害の多い市町村は、郡部においてもやはり防災監設けて、それは正職じゃなくても嘱託なり、いろいろな立場立場の中で設けてやっておられます。まず最初に、この防災監を置くことについて、この国内の状況も見て、どのように検討されたのかという辺から、まずお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。

防災監を置くことの検討につきましてですけれども、こちらにつきましては、具体的には来年度、組織を考えていく中で検討をしてまいりたいというところでございます。昨今の災害の大規模化等々も踏まえるところで、その防災監という職がどういった役割を果たしていくべきかというところをまずは整理をして、それが本当に本村において、実際に1人なり置いて必要になってくるんだろうかというところを、全体の状況も見ながら、よく考えてみたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 先ほど同僚議員も、女性が参加して防災取り組みをとという質問をされた中で、きめ細かな防災取り組みということになると、例えば私の自治会でも、私が当時、自治会長をしながら防災担当もしながらやっていた時期があるんですけど、多分にきめ細かな防災取り組みは、きめ細かなですね、私、できないと思う。毎日、自治会公民館に行って、何らかをせんと、準備、つまりは入力したり、いろいろしないとできない世界が生まれます。それが、私はきめ細かな防災対策であるというふうに思っており、努力したところですけども、ただ、26年に防災会という会をつくって、自治会とは離して防災会という会をつくってやってきたと。今、日吉津村でも7自治会あって、6自治会が組織、結成ということで、今、お話しされたところですけども、多分に、私もこの6自治会の中には、防災講演会を頼まれて防災講演に行ったところですけども、ここはあくまでも、先ほど私が申し上げたとおり、自治会の延長として防災組織という捉え方でないかなというふうに思っております。そうすると、次やる人が、私、大変で、自治会長以下総務部長さんなりもろもろの自治会の部長さん、大変な仕事を負わないけんようになります。そうすると、私は多分にここを切り離して考えるべきではないかなというふうに、組

織を別に、自治会組織とは別にやっていくべきではないかなと。これは、自分の経験も踏まえてですね。それを延長していくと、私、村のほうでも、今、来年度予算に反映したい等、検討したいという言葉いただいたところなんですけど、この行政においても、中田村長はいろいろ、こないだ県の職員さんともお話しする機会があって、中田村長は防災については専門的知識がありますからということでお話ししたところなんですけども、といいながら、行政の仕事もしながら、防災の仕事しながら、まだまだそれだけで仕事がおさまらない、副村長もいないということになると、私は逆に言ったら、きめ細かな防災対策というですか、ものは私は無理があると思っています。ということを見ると、私は日吉津村にもまず防災監を置いて、7自治会にちょこちょこ出向いて、役員会がありますね、役場職員さん、本当に各自治会に出てきておられて、本当に大変ではないかなと思うんですけども、そういうところにその防災監も出られて、7自治会同時に役員会があるわけではないので、そういうところで、今、村長が言われるような指導なり、そういうことをされないと、1回1回そういうところに村長が出られても、これもできないというふうに思いますけども、改めて、その辺の防災監を置くことについての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。

防災監の設置につきまして、重ねての御質問にお答えをしたいと思います。先ほど山路議員さんのほうからもありました、まず防災会、自治会ごとの防災会の設置ということでございます。こちらにつきまして、議員さん、みずから体験しておっしゃいますように、自治会の役員さんが兼ねてされるということが、ほとんどの自治会で、今、現状だと思っています。これをやはり別で、防災会なりを設置をされてやられるということは、やはり何といいますか、議員おっしゃいますように、安定的な組織、運営ができるという面で、非常に有効ではないかなというふうに思っている、私も思うところでございます。

あわせて、防災監の御質問でございます。こちらにつきまして、現状を少し申し上げますと、現在、防災の業務に関しましては、総務課で所管をして、総務課長、それから担当の課長補佐が防災あるいは消防団なんかの業務をやっているということでございまして、ことしは8月から新たな水防のハザードマップができましたので、これの説明会を各自治会に回らせていただいて、出向いて御説明を差し上げたというところでございます。そういった各自治会に出かけて行って、働きかけをしていくということが、どこまでやれば十分かというところの議論はあると思っております。そういった中で、議員からの御指摘も踏まえたところで、防災監の設置についても検討してまいりたいということでお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。やっと今、2番、山路と言わないけんことを思い出したところです。

これ防災士なり県の防災アドバイザーの研修会で、県のこれ防災担当のほうからもいろいろ指導も私、受けるわけですけども、やはりこの全県的に、自治会延長みたいな格好で防災訓練を取り組んでいるところがどうもやはり多いようでして、そうすると、そこにまずいというですか、そういう今言ったようなまずい点もあるんですけど、結局は自治会長さん、ずばり言やあ自治会長さん、役員さんが1年ないし2年で終わってしまうと。そうすると、こういう防災活動っていうのは継続した取り組みが必要なんで、やはりこうした別組織を立てて、ある程度、年度を持った中で、期間を持った中でやったほうが有効的ではないだろうかというお話をいつも聞くところであって、このあたり、私はぜひとも、今後検討するということですので、そのあたり私は少し検討をしていただいて、各自治会にもそういう、何ていうのですかね、自治会組織と、もちろん自治会組織なんですけども、別の、自治会長がトップじゃなくて別の組織のものをつくったほうが、より防災取り組みがきめ細かにできるのではないかなというふうに思っております。やはり、今、他町村の防災監の状況を見ると、やはり消防署のOB、特にそういうところに出動した経験を持っているとか、なかなか我々で気がつかない部分をすごくそういうところでお話ししていただくと。今、日野町の防災監の方も、これ米子消防署長OBで行っておられると思うんですけど、この方も昔から、私、仲よくしておりまして、いろいろなやっぱりね、説得力があると思うんですね。やはりそういう中では、私は防災監というのは必要ではないかなと思うんですけども、検討ということなんで、ちょっとその担当課の総務課長にちょっとそのあたり、検討もどのあたり検討をされているのかなということをちょっとお聞きしたいと思う。他町村の状況なり調べた中がそういう検討になる、の材料になるかというようなところをお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。

前村長のときから、近隣で防災監ができつつある中で、やはりこの30年5月にも水害のタイムライン等もできましたし、そういう中で、やはりそういう防災監が必要ではないかという協議もした経緯があります。で、防災監ということになると、先ほども言われましたように、消防の経験のある消防職員の方だったり、自衛隊の職員であったり、いろいろおられて、その方たちの話も聞かせていただいたり、それから自衛隊のほうから来ていただいて、そういう派遣といえますか、そういう方を雇っていただくというような話もしたこともありまして、そういうことも含

めて、さっき村長が言われたように、来年度の組織のことも踏まえた中で検討をしていくということでは話をしております。ただ、今、ここで、4月には採用して防災監をつくるということまでは話をしておりませんが、そういうことを頭に入れながら、防災監ということも必要性を感じているということでお答えとさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） ありがとうございます。急遽当てるんで、すごくアドリブで。そのとおりであると思いますので、これまでもそういう話を聞いておりますので、ひとつ前向きに検討をしていただきたいというふうに思っております。

昨年、私、総務経済常任委員のほうに属していたんで、ちょっとこのあたりも少し実例を挙げて、ぜひ私、置くべきではないかなというふうに思っております。まず、これが平成26年8月19日、広島安佐南区のあの土石流ですね、この話も聞いてまいりましたし、ここの防災アドバイザーの方と私、いろいろ話、事前には話しすることができたんで、8月19日の午前2時に避難せないけんよということで、これ悪い例ですよ。朝の2時ですね、逃げられた方が60%、あとの40%は、つまり家にとどまられたと。そのうちの80人近くが亡くなられたということなんです。顔を見ても、つまり顔をきれいに洗って、これどこの人って、わからない。つまりは何かという、コミュニティなり防災組織がきちんと機能してなかったということ、今、反省されて、すごく充実した中でやっておられます。やっぱり、どうしても日吉津は災害が、そう大きな災害がないから、なかなか本腰ということになると、いま一つ、住民の方も行政においても、その辺が一つ手ぬるいところがあるかなというふうに思います。

あと、よい例は、これは平成28年12月22日、新潟県の糸魚川市、てんぷら火災で一晩燃えたですね。このときが147棟が焼失して、大体全部一つの町が燃えたということですね。おおよそ日吉津村ぐらいなところが24メートルの風で燃えた。ただ、こないだもちょっとほかの自治会でこういう話しさせていただいたんですけど、焼死者ゼロです。亡くなった方ゼロ。これの件については、広域消防でも、皆生広域の所長ともちょっと話したんですけど、一回この辺の組織見に行かないけんよということで、で、ちょっと調べたら相当綿密に、介護度何とか、もう調べてですね、あの人は誰がおぶって逃げるとか、なんていうところまで綿密に決められている、つまり防災組織がきちんときめ細か。自然災害ばかりを思っていると、火災等もあるんで、そうしたことを想定すると、やはりこうした取り組みというですか、きめ細かな取り組みというのは非常に大切な部分があるかなというふうに思っておりますので、ぜひともこのあたり取り組んでほしいなというふうに思っております。

あと、防災関係については、以上で終わりたいと思います。津波想定から川の氾濫については、これだけ自治会からもこないだの反省会、村の防災訓練の反省会でも少しいうことも意見が出てたんで、村長も同席されてたんで、このあたりは私は今言われたとおり、少し内容的には変わらんんじゃないかなと思うんですけど、変えられてもいいんじゃないかなというふうには思っております。

それから、2点目の日常業務ですね、報告、連絡、相談、このあたりについて、今、課では、これ総務課長が全課を把握されていると思うんで、各課でこういう、何ていうのですか、基本的なマナーというのですか、こういう課での状況を総務課長としては把握されているのですか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。

先ほど村長からもありましたように、指導、徹底については課長から通じてしておりますし、以前にも住民からそういう相談があって、報告が返ってなかったとか、そういうこともあったときには指導をさせていただいております。そういう形で把握をしながら、そういうことのないように気をつけていきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。模範回答で、次の再質問ができんような答弁されるんで。ただ、大体住民の方とお話ししていると、何だあ言ってこんわとってというのが本当に多い、きちんとされる職員の方もいますよ。こう私が言っちゃうと、どの職員も全部やらないというふうに思われちゃうから、きちんと本当にね、私でも行ったら即される方もいるし、全く1カ月たっても2カ月たっても、何も言ってこない人もいる。で、住民の方からすると、非常にその1人、2人の方であったとしても、役場はという感覚になります。役場は何にも相談も連絡もしてこんわということを言われるんで、このあたり、建設産業課長、例えばですね、草の管理なんかで住民からどこどこしてくれということがあったときには、課ではどういう対応をされますか。特に建設産業課多いと思います。そのあたり、例えば、Aさんからどここの畑の草で道を覆って、その対応が言われてきてると。課では、その担当者1人が担当するわけで、課として全体でそういうことを論議されたりして、で、そこの連絡があった方に対応をされるのか、そのあたりちょっとお聞きしたい。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 山路議員の御質問にお答えします。

課での対応ということなんですけども、基本的には担当者のほうが担当させてもらっておりま

す。受け付けのほうも担当者のほうから、そのクレームといいますか、ありました地権者の方に連絡をとりまして、その方が対応がとれないということであればほかの方、対応をとっていただけるような方をこちらのほうで紹介をし、その状況については、連絡が入りました方について担当者のほうから状況の報告をさせていただくという形で進めさせていただいております。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。ということ、住民の方に連絡されてますか。

そういう、今言われたようなことを、今、課でこうしたこと、その地権者の方が仮登記だいなんなりで、そこでようせんってって言われるんで、例えば違った方に委託して、今、いつごろまでにはやってもらう予定にしていますからということ、は言っておられるんですか。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 連絡いただきました方については、状況について、報告をさせていただいておるといふふうに思っております。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。これ以上はそんなに追及しませんけども、結局そのあたりが連絡がないから、非常に住民の人は憤慨というですかね、されるんで。ああ、役場へ言ったって何だあ、連絡の一つだ言ってこんわというようなことになっているかなということなんで、少しそのあたりは課長辺も1人の職員に任せるのではなくて、やはりその辺は目を向けて、課の統制をとっていただきたいなというふうには思っております。特にこれだけ荒廃地が出ると、建設産業課も道の管理はせないけん、田んぼの管理は、指摘があったものには対応していかないけんということで、大変ということは重々私も理解してますけど、ただ、今こういう状況なんで少し待ってくださいとかいうことは、私、されないと、逆に反動としてよくないほうに行くなというふうには思ってますので、そのあたりはちょっと徹底してやってほしいなというふうに思います。

そうしますと、あと3番目、最後になりますけど、村内を花で飾る施策の推進をということで、これは総務課長にお聞きしたいんですけども、庁舎内の花を飾るとかなんとかってというのは、そういう担当はいるわけでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。

特に花を飾る担当というのは決めておりませんが、一応庁舎管理の担当は配置しております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。で、これはこういう場所で言っているのかどうか知らないですけど、これまでずっと役場玄関、通用のところには、プランターに花を、私ね、そうでも人が来るっていうのは、よその町に視察に行ったときにね、やっぱり財政裕福な町はね、財政裕福かね、大体玄関口をね、今であればパンジーとか植えてね、きれいに玄関口を飾っちゃうなあですがね。そういうのをずっと見てきてるから、私も、日吉津村もそうであってほしいなというふうな気持ちがあるから、ここプランターなりで植えてやっているんですけど、ほかにもいろいろ植えたりするんですけど、ほかはね、全部水かけしてもらうんですよ。で、水かけをしないところ、日吉津村役場、村長どう思われます。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 済みません。その水かけをしないというのは、プランターを置いていたでいるやつに、水かけが行き届かないということよろしいですか。

○議員（2番 山路 有君） です。

けしからんです。

○村長（中田 達彦君） 植物は水を与えないと、水がないと枯れてしまうということでございますので、そのあたりの管理というのやはり一定していく必要があるというふうに思っています。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。それでね、つまり並べたプランターなんか、ちょっと日にちあけてくるとこう枯れて、寸前になっちゃうわけですね。私ね、万事がそうだと思います。今まで同僚議員の中でも、臨時職の方で本当に草刈りなりなんなりされる、私もいっつも声かけえやあにしちょうです。臨時職で草刈りされてる方がこの辺おられますね、いっつも。いろいろなふれあい通りとかね、本当に大変な作業でないかなと思って、私いっつも大変ですって言って、いろいろそこで話しかけるようにしてますけど、ただね、例えばトレセンの入り口、どうかすると通用門の入り口、あれ高い麦を飼育されているのか、育てられているのかわからんけど、朝早く行ったとき本当に枯れ枝は掃かれている方見て、本当に私も、ああようやっておられるなと思うんだけど、草取り、例えば私も以前、企業に勤めてたんで、例えば昼休憩の時間に職員で草取りする時間があって、そういう草取りをしたりしよったんですけど、今ここでは、今、総務課長のほうから、別段そういうところは担当者いないと。少しそういうね、庁舎を玄関口とか、少し花で飾ったら、そういう時間のね、私もいろいろね、これ総務課長に聞きたい

ですわ。ちらっとこれ、職員が言ったわけではないですけど、暇な人が水かけとか、そういう見方をされるんでというような方が、そういう、つまりじょうろに水持ってこうやっとうと、そげな時間があるなら仕事せえやいというような感覚に役場庁舎内であるんだろうかなと、素朴な疑問を持ちますけども、そのあたりはどうなんでしょう。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。庭の草取りですとか掃除ですとかに関してお話がありましたけれども、役場庁舎内に関しまして、職員のほうが早朝より出てまいりまして、毎日草取りをしたり、掃き掃除をしたりというようなことをしています。そこを外部委託に出すか出さないかというところで、お金を出してやってもらえばもっときれいになるかもしれませんし、そこを今、職員が頑張っ、朝来てやっているという現状だけは認識をいただきたいと思います。その中で、先ほどありました草が例えば枯れるとか、草じゃない、失礼しました、花が水やりがしてないとかってということがもし仮にあるとすれば、そこはちょっと、そこまで気がつかなかったとか、そのときわからなかったということじゃないかと思っていますので、そこはひとつ、職員も一生懸命そうして庁舎きれいにしておこうということで頑張っておりますので、そこはひとつ認識をいただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。

職員のごことは、今、村長が言ったとおりで、朝出て行ってます、草取りもしております。あと、水かけもですね、宿直さんをお願いしたりですね、今までもしてきたんですけども、ちょっと徹底されてなかったことがあって、そういうぐあいに枯れたということもありますので、その辺はまた総務課の職員なりまた協議をして、その辺は気をつけていきたいなというぐあいに思っております。

あと、先ほど言われた職員の言葉ですけども、私のほうにはそういう言葉は届いておりませんので、初めて聞いたことですので、まあ、職員個人個人がそういうぐあいに言われたことがあるのかどうかちょっとわかりませんが、そういうことは考えずに、ボランティア精神でやることはきちっとやっていきたいなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） あと少し時間がありますので。その駐在所の前の通りとかも、非常にベゴニアとか並べていただいてきれいな状況がつけられておりましたけども、多分、来年からはもう並ばないんじゃないかなというふうに思っております。つまり、先ほど述べたとおり大

変ですからね、重たいし、泥を入れるんで。小まめに水かけもせないけんしいうことで、やめるということで話聞いてます。それから、チューリップマラソンにしても、今回、どうしても大変だということで、教育長も多分に知っておられると思いますけども、500ぐらい減です。やはり、何かやっぱり、つまり村がきれいなということは、治安も守られるし、そうしたポイ捨ても少なくなるしいうことを考えると、少なくとも駐在所、そこの通りですね、役場線からの、ぐらいは何か役場で組織して、総務課長、プランターを四、五十並べるような形はできんもんですかね。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えしますが、今すぐお答えはできませんけども、そういう御意見があったということで、少し課長会等でもお話をしてみたいというぐらいに思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。まあ大変、何か一生懸命やっておられて、村長の、こういうところはわかってやってほしいということですけども、質問するからには、いろいろ耳に入ってくるし、そういうことがあって私もこの場に立ってるんで、やはり何というですかね、こうして議員になって他町村、視察する中で、やっぱり一つ、防災も大変ですけども、きれいな村を目指していきたいというふうに思っております。答弁要りません。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（井藤 稔君） 以上で、山路有議員の一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） ここでしばらくの間、昼休憩といたします。開始は午後1時といたしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（井藤 稔君） 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

議席番号7番、前田昇議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田であります。議長の許可をいただきましたので、これから60分間の予定で一般質問をさせていただきます。

今さら言うまでもなく、元号が令和にかわり、ことしは村制130周年という記念すべき年でありました。既に年末を迎えております。春に就任された中田村長におかれては、村行政を直接担われる中で、来年度の予算編成の時期を迎えて、みずからの経験や知見をもとに新年度に向けた新しい村づくりについて、いろいろな思いやアイデアがふつふつと出ているのではないかと、うふうに期待をしております。つきましては、ぜひ私も含めた議員の質問の趣旨についても何とか生かしていただき、小さな日吉津村が総力で村づくりに邁進していけるような、そういうリーダーシップをぜひ発揮をいただきたいというふうに考えております。そういった観点で、今回3つのテーマについて御質問をさせていただきます。

まず1点目は、自治基本条例に基づく行政の責務というふうなテーマであります。ここにありますが、平成21年に施行されました日吉津村の自治基本条例であります。これは、日吉津村が住民投票によりまして単独村制を進める中で、行政、住民、あるいは議会の役割をきちんと定めようということで、ほぼ2年ぐらいかけて住民の方といろいろな場を通じまして策定に至ったというものであります。全家庭にこのリーフレットが配られておりますので、改めてこの10年間をこの冊子を見ながら振り返っていただきたいというふうに切に思っております。

この条例が施行されて10周年ということでありまして、この自治基本条例というのは、必ず制定すべき条例というものではありません。ただ、全国各地の地方分権を進める自治体で、つくられておりまして、自治体の憲法とも呼ばれるものであります。つまり、条例の中の条例といえますか、全ての条例や規則に優先してこの自治基本条例は本村の最高規範として決められた、そういった性格のものであります。

全国で取り組みがされておりますが、本村の自治基本条例の大きな特徴の一つは、多分村民による推進委員会が設置されているということであろうと思います。多分そういう委員会の設置されている自治基本条例は、全国的にはかなり珍しいものだというふうに思います。当時、鳥取県知事でありました片山善博知事には、自治基本条例は今後の自治体の運営に当たって必要かつ重要なものだ。が、しかし、それが条例がつけられたからといって、その条例が町の飾りといえますか、アクセサリーになっていたんでは意味がないというふうにコメントをされています。そういった意味で、日吉津村の自治基本条例はなかなかいいというふうなことを後に、そういうコメントをいただいたということを私も伝え聞いております。

そういった中で、自治基本条例を本当の趣旨を生かすためには、やはり村民の方に村づくりに対する関心を高めていただく必要があります。日々忙しくいろいろな活動をされている村民の方に、改めて日吉津村の村づくりに関心を高めていただく、そういったことのまず前提としては、

やはり行政が村づくりに関する情報をいかに丁寧にわかりやすく住民の方に提供するかというのが、やはりそれが入り口だろうというふうに思います。その上で、村民と行政が共通認識を持って、その上で村づくりが双方の協働によって進められると、そういったものであります。この自治基本条例の中にも、大原則の一つとして情報の共有ということが上がっております。そういった面で今回の質問におきましては、まず中田村制として、この自治基本条例に基づく村民への情報提供、情報共有、さらに共通認識をつくるための取り組みについて、現状をどのように認識され、今後どのように進められていくのか、そういった点を伺いたいというふうに思います。

大きな2点目に入ります。2点目は、開館後4年を過ぎまして、来年春には5周年となります。ヴィステヒえづの運営方針についてであります。日吉津村においては、初めて公立の図書館が設置されまして、非常に皆さんも期待をする声が大きいですというふうに考えておりますが、健康増進、それからコミュニティセンター、3機能が合同で複合施設が建てられました。が、しかし、そのいろいろな施設の各所においては、やはり運営上支障のある部分ですとか不十分な点、設計時では予想つかなかった点が、いろいろ現場ではあるんだろうというふうに思います。例えばヴィステホールには、照明スポット、ステージを照らすスポットなんかその後増設されておりますので、いろいろ現場では利用に当たって不便さを感じたり、いろいろ苦心をされてるんだろうというふうに思います。が、そういった点のハード面が、もう多少課題はある点はあるにせよ、この4年間を過ぎて、そろそろこのヴィステヒえづの運営方針について、見直すべきところは見直すべきではないか。で、複合施設という利点を生かして、より広く村民の方が利用しやすいように工夫をすべきではないかというふうに思います。

そういった点の今後の検討について、どのように考えられているかということでもあります。例えばの案として、質問票には複合施設の利点を生かす運営はどういったものか、あるいは図書館での学習利用、まあ自習利用と言ったほうが適切かもしれません。昨年度の決算の委員会で、議会からの附帯意見にも上がっておりますが、図書館での自習利用について検討せよというふうな意見を出しておりますので、そういった点について。

それから、健康相談室の活用について、この点も決算委員会で附帯意見として出されているものであります。1階のかなりメインの場所にあります健康相談室の活用をより高めるということで、そういった点について例示として挙げております。そういった点を踏まえて、今後のヴィステヒえづの運営方針についてお伺いしたいということが2点目です。

大きな3点目、既に同僚議員から口々に出ておりますが、防災訓練の実施に当たりまして、これまでの全村の訓練にとどまらず、多様な観点での防災訓練が必要ではないかというふうなこと

が出されております。9月の議会でも、私のほうも伺ったところ、村長は10月の一斉の訓練を踏まえて考えてみたいというふうな答弁をいただいておりますので、率直に現在、どのように感じておられるか、その上で、今後、多様な観点での訓練をどのように進められるかということ伺いたい。それに伴って、以前から私が提案しておりますが、役場の庁内に、少なくとも防災にかかわる資料がどの職員も一覧できるようなコーナー、あるいはそういう部屋を設けてはどうかということ saying しております、この点についても明快なお答えをまだいただけないように思っておりますので、ぜひその辺についてのお考えをお聞きしたいということでもあります。

以上、大きな3点についてお伺いしますので、答弁をいただいて、また意見交換をしてみたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 前田議員のほうから御質問をいただきました。お答えをしてみたいと思います。

まず1点目、自治基本条例に基づく行政の責務についてということでございます。議員のほうからも御紹介ありました自治基本条例のほうでございますけれども、第6条、こちらで情報の共有について規定がございます。村民、議会及び村は、村制に関する情報をお互いに共有することにより、村民主役の村づくりを推進するというふうに記載をされているところでございます。特に情報共有、情報提供のことに関しての御質問だったと認識をしておりますけれども、現在、村で行います各種の審議会や委員会等におきましては、なるべく丁寧に委員の皆様、そのとき持ち合わせる情報を提供をした上でいろいろ御意見、御議論いただいたり、さまざまな御意見をいただいているというふうに認識をしております。また、その結果につきましても、ホームページに掲載をしたり、委員会ではないですけれども、アンケート結果等につきましても、広報誌やホームページで情報の提供ということを行っているところでございます。また、情報の提供ということでいいますと、SNSであるとか、さまざまな媒体で提供をするように心がけて、日々進めているというところでございます。

一方で、少し課題的に考えておりますのが、そういった審議会等々に参加をいただくという方が、なかなか新たな方にどんどん参加をしていただきたいという気持ちはありますけれども、なかなかそういったサイクルに至っていないかなというところは感じているところでございます。引き続きまして、村民の皆様、こういった検討の場に参加をいただけるような努力をしていながら、あわせて情報共有、丁寧な情報共有や情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ヴィレステひえづの運営方針ということでございます。ヴィレステひえづは、現在、開館4年を経過して、来春には5周年を迎えるということでございます。ヴィレステひえづは、楽しく集える癒やしと学びの場ということで、コミュニティセンター、図書館、健康相談健診センターの3つの機能を持ち、村づくり、人づくりの拠点として、開館以来、大勢の皆様にご来場いただき、さまざまな御活用をいただいているものと認識をしているところでございます。その中で、議員からもありました、もし不十分な点や行き届かない点がありましたら、当然、適宜見直しをして改善をしていく、これは非常に重要なことであると思っています。その中で、議員のほうからも御紹介ありましたように、ハード面の改善であるとか、あるいはソフト面におきましては、ヴィレステひえづの運営審議会というのを開催をしております、利用者であります委員の方から御意見をお伺いしまして、適宜見直しや改善を図っているということでございます。

また、役場の内部におきましても、所管をいたします総務課、教育委員会、福祉保健課の3機能による合同会議において、業務改善や職員体制についても協議を行って、適宜見直しを行っているという状況でございます。

1つ目の御質問で、複合施設の利点を生かす運営ということで、私なりに考えてみたところでございますけれども、やはり複合施設ということでございます。それぞれの機能の持つ力を最大限に発揮をしていくということが、やはり最も重要ではないかというふうに私自身考えています。先ほど申し上げましたコミュニティセンター、それから図書館、あとは健康健診センター、これ、それぞれの機能の最大限の発揮、これがまずは一番重要だと考えています。その上で、複合的な施設ということでございますので、例えば来られた方がほかの機能も利用するというような、図書館で本を借りに来た人が健診も一緒に受けてみるとか、例えばですけれども、そういったことですとか、あるいは各機能に来られた利用者の方の間の交流、それから図書館と、あとコミュニティセンターというような機能もありますので、学習と実践、学習されたことを実践につなげていけるような交流も含めて、そういった拠点になるというようなことが利点ではないかなというふうに考えたところでございます。

今後も、申し上げました運営審議会等々、定期的を開催をいたしまして、改善すべきところは改善しながら、現在も環境の日に合わせて図書館で環境にちなんだ特集コーナーを設置をするとか、戦没者の慰霊祭に合わせて平和展を開催するとか、そういった機能間でのコラボといいますか、より効果を上げるような取り組みも工夫して行ってまいっておりますので、引き続きそういったヴィレステを訪れられる皆さんに、ちょっとほかのことにも興味を持っていただけるような工夫をしてまいりたいということで考えております。

それから、防災訓練の実施についてお答えをしたいと思います。防災訓練でございますけれども、午前中もほかの議員さんから御質問をいただいてお答えをしましたがけれども、10月6日でございます、地震と津波を想定した訓練を実施し、私も村長として初めて参加をさせていただいたところでございます。村の役場のほうで災害対策本部の設置、運営訓練、それから各自治会や福祉施設との情報の伝達訓練もあわせて行いました。そして、各自治会においては独自の取り組みをそれぞれしていただいたと。例えば放水の訓練であるとか、ガスとかの注意事項を学ばれたりだとか、あとは発電機を動かしてみたりとか、それぞれが工夫をされて取り組みをしていただいたと。そういう面で非常に有意義な防災訓練であったかなというふうに感じているところでございます。

一方で、本部との情報伝達の訓練、これも機器なんかを使いますので、定期的にそういったことをするのは非常に大事なことだと思っています。その上で、本部のシナリオに合わせて各自治会とのやりとりをするという流れになっていました。そこで、一部自治会におきましては、少し避難して集まれた皆様にちょっと待っていただくような時間ができたとかってというような反省点もお聞きをしていますので、そのあたりですね、もう少し臨機応変といいますか、なところもあっていいのかなというふうに感じたところでございます。反省会もやりましてさまざまな御意見もいただいたところですので、そういった反省のところも踏まえまして、今後の防災訓練のやり方について検討していきたいというふうに考えております。

もう1点、災害対策本部機能の充実のために防災対策に関する役場資料室、資料コーナーの設置が必要ではないかという御意見でございます。こちらにつきましては、9月議会の際にも御質問をいただいていた。6月も同様な御質問あったんじゃないかと認識しておりますけれども、災害対策本部ということに特になってきますと、役場において災害対策本部員である職員が、その情報であるとか資料を検索するものは本部となる場所に備えてありますし、また共有のコンピューターのほうでも閲覧できるようになっております。そういう面で考えますと、災害時に誰でもが閲覧をできる、そういった役場内への防災の資料室というものは現時点では必要性は高いのではないかとこのように考えています。9月にもあわせてお答えをさせていただいたと思いますけれども、村民の皆さんに閲覧をいただけるような資料につきましては、やはり前段にもありましたヴィレステナりのところに置かせていただいて、なるべく皆さんがアクセスしやすい、見ていただきやすいような形をとるのがよいのではないかとこのように考えているところでございます。

以上で前田議員からの御質問への答弁を終わります。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 答弁いただきましたが、幾つか図書館の利用とか健康相談室の活用ってようなことについては特にお答えがなかったというふうに思いますけども、議論の中で御質問したいと思います。

まず、1点目の自治基本条例に関するテーマであります。これも議論すれば時間が幾らあっても足りないぐらいいろんなテーマがあるわけですが、まず、いろんな審議会で丁寧に説明しているというお話でしたが、この自治基本条例の推進委員会ってというのは、大体何回開催して、どういった内容で議論されているんでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員の御質問にお答えします。

昨年はアンケートの結果等がありましたので、3回程度開催しておりますけども。（「3回」と呼ぶ者あり）はい、ことしも開催予定にしておりますけども、今、今度の2月ですかね、6年生の関係で、今、開催予定をしているところで、まだ1回もしてないところです、ことしについては、今後開く予定にしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 例えば職員に対するですね、10年たつと職員の顔ぶれも多少変わってきてますが、職員に対する研修会はされていますか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員の御質問にお答えします。

職員については、この当時は十分研修等をしましたけども、それから10年たって職員もかわっておりますけども、まだしておりませんで、研修はいろいろしておりますけども、この自治基本条例の研修も含めて今後はしていかないといけないかなというぐあいに理解しております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） これをつくった当時ですね、関連することとしては今のコミュニティ支援といいますか、支援スタッフっていうのを決めたと思うんですが、そういった研修会はされていますか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員の御質問にお答えします。

昨年の10月、11月ごろからコミュニティ支援ということでまた改めてしましたけども、研

修を踏まえて、職員に研修をして、それからスタッフとして出かけております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） えらいろいろなことを聞きますけども、結局聞いている趣旨はですね、この自治基本条例は、まず職員がいかに住民の方にいろんな情報提供をするか。それは単に何か広報活動で資料を提供するっていうことではなくて、本当にこれからの自治のテーマについて職員が勉強した上で、地域に出てもそういった役割をしていくっていうことの趣旨ですので、そういった点でいうと、もう少し積極的にこの問題を職員の中で煮詰めていかないといけないんじゃないかというふうに思います。これをした当時もかなり各課集まってもらって、視察も一緒にしたりして、それでもなおかつまだまだ大きなテーマがあるというふうな状態です。ですので、そういった点については、本当に10周年という節目をしっかりと取り組んでいただきたいなというふうな思いで聞いております。

その上で、住民の方との情報共有という点では、例えば毎年は年明けにあります行政懇談会のありようをどのようにやるか、そこに住民の方に一人でも多くどうやって参加していただくか、これは以前からの悩みでもありますけども、そういった点がありますし、それから、前後しますが村長が就任後、タウンミーティングといいますかね、村長と語る会っていうのをされましたが、そういったやり方について今後どのように工夫されるのかという、そういった点をお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員の御質問にお答えします。

言われるとおり10周年ということで、自治基本条例のことについて職員に十分周知していかないといけないということを考えておりますので、その辺は検討をしていきたいというぐあいに思います。

行政懇談会ですけども、ことし村長が就任されて、村長と語る会ということで、8月の4日から10月の29日まで各自治会を回らせていただきました。水防説明会もあわせて行いましたけども、大体平均20名程度の参加ということで参加していただきました。ことし村長と語る会ということで行いましたので、こないだ自治連合会のほうでは、各自治会の自治会長さんのほうに行政懇談会の仕方を来年ちょっと変えさせていただきたいという旨の提案をさせていただいて、通常1月の終わりから2月ということでしたけども、4、5月ごろに新年度の予算が決まってから、予算も含めてこういう事業をしていくんだと、年度初めにそういう会を催したらということで、現在提案をさせていただいているところでありますので、その中身のやり方についてはまた

こちらのほうで詰めながら提供していきたいというぐあいには思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） いろんなやり方があっていいとは思いますが、村民の方に積極的に参加いただくということのためには、やはり毎年同じような内容ではいけない。正しいとか間違いかっていうんじゃないんですけども、やっぱりある面でいうと目先を変えたり、いろんなテーマを提案したり、そういったことが必要になってくると思いますので努めていただきたいと思いますが、せっかくですので一つ参考までに言いますと、例えば以前から北海道のニセコ町あたりは自治基本条例の先輩格なんですけども、当時、新年度予算についての説明パンフレットみたいなものをつくって、かなり詳細なものですが、「もっと知りたいことしの仕事」っていうような冊子をつくりまして、それを全家庭に配ると。地域自治で有名なところですので、いわゆる町外に対しては有料で販売するというようなことで、当時私も買い求めた経過がありました。日吉津村でもやろうというふうに話ししましたけども、予算の関係上なかなかできないよというふうなことであって、それにかわるような形で現在の行政懇談会の資料を当時つくった覚えがあるんですけども、あれ自体もあの当時はあれでよかったかもしれませんが、今はまた変わってきておりますので、やっぱりしっかり練り直してそういったものをつくるっっちゃうことが、そのことが職員にとっても大事な研修になるし、村民の方にとっても、ああ、村政が何か一步進んだなということになると思いますので、参考にしていただければというふうに思います。

自治基本条例については、推進委員会の皆様にも単なる審議会とは違うんだと、審議会という名前はつけてないんですよ、推進委員会で、村長の諮問に受けるだけでなく、委員会から提案ができるという制度になっておりますので、そういった意味合いでいいますと、大変重要な委員会であることを改めて委員になられた方には十分御説明していく必要があると思います。その上で、6年生の勉強会は非常に重要なことではありますが、あえて言いますと、この推進委員会の役割はもっと広い意味合いがあるので、その6年生の勉強会はそれはそれで大事にしていきたいんですが、もっと深く掘ってこれからの自治基本条例の進化に努めていただきたいと思うし、そのことを、総務課長は以前、そのとき担当でしたからよくわかってるはずですので、しっかり職員に徹底していただきたいというふうに思います。自治基本条例についてはまた御質問をする機会もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

前後しましたが、そのころの経過をまとめた冊子が、これが村づくり実践集というものでして、当時、結構自治基本条例のことから研修会の内容も書いてありますので、これも当時、総務省の何か補助をもらってつくったものですからまだ倉庫に多分あると思うんで、全職員の方に、ある

いは自治会長さんあたりにも参考に見ていただくと今後のコミュニティ施策の参考資料になるか
と思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目ですが、ヴィレステひえづについてお願ひしたいと思ひます。

図書館での自習利用とか健康相談室の活用については特に答弁はなかつたんですが、後で答弁
いただいたらと思ひますが、ヴィレステひえづが、1問目に伺つてゐる複合施設を生かすつていう
ことと言ひますと、ちよつと言ひづらいですが、いろいろな場面で少し縦割りが過ぎるんじゃない
かというふうと思ひておひます。施設長が3機能の代表を兼ねていらつしゃつて、それはそれで
取り組まれてゐるんですけども、一つ一つは上げませんが、例えば健康相談室は貸し出さない、
例えばホールの利用の際には健康相談室ぐらひはせめて控室等で利用したいものでありますが、
その点については、特別な場合は許可するけども基本は貸し出さないんだというふうな話があつ
て、そこは健康相談のための部屋だと、キッズルームについては子供連れの方が時々見かけます
けども、でも、以前に伺つたときには、遊具等を入れると子供さんの衛生上だめだからつていう
ふうなことで、かなり健康増進の部分と全体のヴィレステの間でいうと必ずしも矛盾してゐると
までは言わないですけど、かなり利用者から言うると違和感があるような運営になつてしまつてい
るのではないかという危惧をしておひます。

そういった点では、例えば他県でも最近複合施設が随分ふえてゐるんですけども、例えばあれ
なんです、図書館とコミュニティセンターと健康相談とか、あるいは他県では子育て支援センタ
ーとかですね、行政の枠でいうとセクションが違ふんですよね。けども、それを一つの館長が、
私が知つてゐるある市では部長級の館長がいて、全てその人が総括をして運営してゐるといふ
うな施設があります。行政マンからいうと非常に大変だつたんじゃないかと思ふんですが、現在
はそれが一体の運営になつて、いわゆる複合化から融合化つていうふうな感じで運営されて非
常に全国的にも注目されておひますが、ちなみに長野の塩尻市の複合施設はそういった施設とい
うことで非常に評価が高いわけですけども、本村の場合をどういふふうにするかはともかく、一
つは村長に提案したいのは、やはりあそこに村のいわゆる管理職の立場の人が1人はきちんと
いて全体総括をするということではないと、今後の複合施設のメリットを生かすような運営はしに
くいんではないかと。現在ですと、セクションとしては教育委員会の部署のスタッフが多いと思
ひますけども、そこに福祉保健課の職員がいて、全体の管理は総務課ということでありま
すので、そろそろその辺も見直してもつと一体化できるようなシステムを考えるべきなんではないかとい
うふうと思ひておひます。その結果が、より3機能を融合させた事業の展開が見えてくるんでは
ないかというふうと思ひておひます。

それで、そういった点でこのヴィレステひえづの運営審議会は、いわゆる公民館の運営審議会と図書館協議会と、それから健康のほうはどういった形かわかりませんが、少なくとも社会教育法、あるいは図書館法、それぞれの根拠あるいわゆる審議会を兼ねた運営審議会ではありますが、この開催状況は、昨年、ことしあたりはどのように開催されていますか。お聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員の御質問にお答えします。

基本的には年に2回ということで、ことしも前期終わった時点で一度しておりまして、前期の状況等を踏まえて行っております。それから、3月ごろに行って、大体年2回の前期、後期の利用状況等を把握しながら、またその中で出た御意見を次のステップにしたりとかという形で開催をしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） そうした審議会の意見というのは、利用者には見えるようになっているんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員の御質問にお答えします。

その状況については、ホームページに載ってるかはちょっと私も確認しておりませんが、もし載ってなければ議事録という形で載せていきたいというぐあいだと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） そういった中でももしかしたら出てるかもしれませんが、私も個人的にヴィレステを利用しながら、余りハード面を強調する気はないですけども、例えばヴィレステホールにおいてはステージが狭いですよね、いろんなイベントをやるときに、いわゆるステージの袖っていうのはほとんどない構造になってるわけなんですね。それで、普通は袖にピアノなんか置いてあったりするんですけども、ヴィレステのホールの場合はピアノは下に置いてあるというふうなことであって、そういった点でいうとなかなかそこを改善は難しいと思いますけども、やはりソフト面で、運用面ではもう少しそこをうまく利用できる方法を考えるべきだというふうなことです。

私自身の経験で言いますと、やっぱり健康相談室はそういったホールの利用に当たっては、ある程度弾力的に利用させていただきたいし、そういうふうに使わせていただいておりますけども、そういった一つの対応っていいですかね、マニュアルっていいですかね、そういったものは

施設の中でもう少し進化させていただいてもいいんじゃないかというふうに思います。ちなみに、楽屋とか準備室とかですね、イベントをやるときにはそういったものが必要だなということは、やっぱり利用者側からいうとどうしても思いに至るものであります。

それからですね、その後の質問にかかわりますが、1階の入口にキッズルームとそれから健康相談室とあります。いろんなもともとの事情はあるにせよ、もう少しあそこは利用できるんじゃないか。大げさに言うと、本当に1階の一番メインの場所でありますので、例えば健康相談室で学習活動がされていたら、それは2階の会議室を使われる方もあの前を通りながら、ああ、みんなが活発に学習したり活動しておられるなっていう姿が見えるわけですよ。そういった点でもあそこの利用価値はもっとあると思うので、今は貸し出さないっていうことでありますが、あそこは少し見直して支障のない形で活用すべきだというふうに、村民の財産ですので、あれだけの貴重な場所を貸し出さないっていうのはやっぱりいかなもんかなというふうに思いますので、決算委員会の意見でも議会の附帯意見に上がっておりますので、ぜひそれは御検討いただきたいというふうに思います。

それから、もう一つはボランティア室っていうのがあるんですけども、ボランティア室っていうのは当初から計画にあって、そこで何かボランティアの方の活動の場面になるんだなというふうに期待をしたんですが、結果的には鍵がかかって印刷室ということになってまして、あれももう少し何か利用の仕方があるんじゃないかというふうに思います。その点も、具体的なアイデアは私がここで言ってもしょうがないわけですけども、ぜひ村民の皆さんの御意見も聞きながらそういう活用の方向で考えていただきたいというふうに思います。

それですね、時間もなくなってきましたので、図書館での自習利用について述べたいと思います。以前から時々、図書館で子供たちの勉強をさせてあげたらいいんじゃないかという意見があって、ただそれについては、私が記憶しますところ、図書館は本を借り、静かに本を読む場所なので、学習利用は出会いストリートでさせます、夏休みは別の場所でもつくってやりますということで、そういう答弁でありましたが、たまたまことしの前半にヴィレステでちらっと私も目にしましたのは、詳しく確認してないんですが、高校生でしょうかね、図書館の中で勉強させてほしいんですっていうふうな何か要望書が出されていたというふうに記憶していますが、その辺のてんまつについてはどのように把握しとられますでしょうかね。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員の御質問にお答えします。

図書館の学習スペースっていいですか、そのことについては以前からもお答えしておりますと

おりですけども、私のほうにはちょっと高校生の、何ていうですか、要望ってありますか、そのことについてちょっと聞いておりませんので、ちょっとお答えができませんけども、利用の仕方としては、今現在、出会いストリートで、夏休みは会議室で行っているという現状であります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 結局、この辺が、言いたくないですけど、知らなかったっていうことで、これはもう自治基本条例の入り口の話ですよ。私もちょうどそんなに詳しく聞いたわけではないんですが、そういう要望書があそこの掲示のところには何か掲示されていたので、ぱっと当時見て、あ、これは勇気ある子供さんの提案だなということで、当然これは何かの形で議論されるべきだというふうに思った次第なので、その点については確認をしていただきたいと思います。その意見もまさに当然なことでありまして、実際、今、図書館に対する理解っていうのはどんどん変わってきてるわけですね。我々の時代は学校の図書館も含めて、そこは非常に静かに本の好きな人が本を借りに行くというところのイメージが強かったんですが、現在は御存じのようにどの町でも図書館は本当に世代間交流といいますか、にぎわいの場になっておりまして、もしかしたら以前の図書館利用者からいうと少しざわついて困るという意見もあるかもしれませんが、大きな図書館は逆にサイレントルームみたいなものを用意してそこで本を、そういう人は読んでください。図書館そのものは、小さな赤ちゃんも含めて、多少ざわついててもどんどん図書館の中でいろんな活動がされると、そういう時代なわけです。現在の例えば子供たちは、学校の図書館においても調べ学習とかアクティブラーニングっていうんですかね、このごろでしたらね。そういった形で図書館の中で、ある意味ではわいわいがやがやいろんな資料を引っ張り出しながら調べ学習をするわけですね。それから、この近所でも、とある高校あたりは図書館の隣にもう勉強机が並べてあって、放課後しっかり帰るまでそこで勉強しなさいというふうになってるわけです。

もちろん日吉津村の図書館は公立図書館ですから多少違うかもしれませんが、結局、図書館ちゅうものが、何ていいますかね、限られた読書の場所っていう、から言えば、どんどん概念が広がっておりますので、そういった中で育ってる子供たちが、せっかく地元でできた図書館の中で無理のない範囲ですね、ほかの利用者が迷惑になるだけのものではなくても、やっぱり学習利用であっても使える、それから、例えば家に勉強するスペースのない家庭もあるかもしれませんし、塾に行く余裕のない家庭もあるかもしれない、そういう子供たちが出会いストリートで来てる子はそこでいいんじゃないかっていうことではなくてですね、やはり日吉津村の宝である図書館の

中で勉強をするという時間をぜひ持たせたい。例えば受験勉強で村内の子がいた場合に、せっかくヴィレステには来たけども図書館の中では勉強できないと。受験勉強のときってというのは、その子供たちにとっても本を手にとって読みたいけどもなかなかそうはいかないと、受験勉強のほう先だっていう場面はあるわけですね。そういった子供たちにせめて図書館の中で勉強した経験ってというのは、これは大変いい経験だと思うんですね。その勉強の合間に本を手にとることもあるだろうし、隣で大人が本を読んでいる場面に横で勉強する場面もあるでしょう。そういう場面をやっぱりどの人にもそういう場面があることが、村長が言われる、例えば大学進学とか就職で県外に出ても、やはり日吉津の中で自分たちが育てられた記憶になっていくと思うんですね。そういうことまで言わなくても、現在の図書館の中で一定の範囲内で、あるいは座席を決めてですね、学習利用を認めていくという余地は十分あるというふうに思っております。

さらに言いますと、これは子供たちだけの問題ではなくてですね、今、都市部では開館を待って一般の方が資格を取るために図書館で勉強する、あるいは高齢になった、リタイアされた人が自分のかつてやった仕事にかかわる勉強をさらにやるとかいうので、そういう人がいっぱいいるわけですね。日吉津村は今そういったもの見かけないんですけども、日吉津村であっても大人がやはり図書館で勉強したいっていう人も多分あると思います。出会いストリートで、私がもしそういった思いで図書館に行きたいと言ったときに、じゃあ出会いストリートで勉強してくださいって言われたらやはり私は抵抗があります。そういった点でいえば、もう開館して4年間、この4年間のうちに高校生は卒業し、中学生も卒業するということを考えますとですね、やはりこの図書館での自習利用っていうものに対して門戸をあけていくべきなんではないかというふうに強く思いますけども、そのあたり、村長どういうふうに感じられますでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。ヴィレステひえづの利用の仕方につきまして、いろいろ御提案も含めて御意見いただいたかなというふうにお聞きをしております。私の考え方としては、最初の答弁で申し上げましたように、やはり複合施設とはいえそれぞれの機能が持つ目的っていうのがあって、健康増進であったり、図書館であったり、コミュニティセンターであったり、それぞれの機能がまずは発揮されることが大事だと思っております。その上で、それが複合することでさらによくなることもあるといい、これは同じお考えだと思うんですけども、その上で必ずしも私も今の形が最終形だとは思ってないです。議員さんからもありましたように、図書館のほう、高校生がぜひ勉強で使わせてほしいというような意見もあったということですので、そういった意見もあるということで、今の形で最終ではなくて検討はしていきたいと思

います。けれども、ただ一方で、やはり図書館に勉強したいという子供たちだけじゃない方たちもいるっていうのもこれも事実だと思ってます。図書館に来て資料検索をしたり、何か本を読んだりっていうことをしたいっていう人がやはり一定数おられて、この調整が必要かどうかは別としまして、このあたりの意見も十分にお聞きをしながら考えていかないといけないなというふうに考えているところでございます。

健康相談室のほうにつきましても、現在は基本的には貸し出しは会議室や和室やヴィレステホールであったりして、現在は基本的には貸し出しは行ってない部屋になってます。それで、その上で今現在としては、特に大きなイベント等があるときにはやはり全館使わないといけない、その中の1カ所としてかなり事前に利用の調整をしてかかって、そこはその日にはこういった使い方をしますというような使い方をしてるっていうのは、現実的な使い方としてあるということでございます。そこらあたりをどこまで皆さんに開放して使っていただけるのか、もちろん皆さんにたくさん使っていただきたいっていう気持ちは一緒でございますので、そこを本来の利用の仕方と、あとは複合的に皆さんにぜひいつでも使ってくださいって開放をする場面と、その部分はしっかりよく考えていかないといけないと、その上でヴィレステがよりよい施設になっていくように検討していくことが必要だと思っています。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 村長のまずそれぞれの機能がっていうことで、その後に複合化っていうのは私はちょっと意見が違うんです。複合施設だから、複合の中で事業なり連携を進めていかないと結果的にだめなんですよ。もちろん各機能をないがしろにするじゃないんです。複合化によって各機能が高まるという考え方ですから、どっちが先っていうことでは私は違うと思います。それだったら複合にする意味はないというふうに思うんですよ。複合化することでそれぞれの機能が高まるということでもありますから、そこは少しニュアンスが違うかもしれませんが、その辺は改めて考えていただいて、しかもそれをこの4年たった結果の中で今後どうするかっていうことであるので、これはある面ではゼロからでも考えてもいいと私は思ってるんです。そういった面でのもとのコンセプトとどうつなげていくかということでもありますので、本当、しっかりもとから考えるべきときに来てるんじゃないかということが私の提案でありますし、質問の趣旨であります。

その上で、時間がありませんので、最後の防災について言いますが、これも今さら言うわけでもないんですけど、これだけ村民の方は防災に関するいろんな不安があるわけなんですよ。それに対して、先ほど自治基本条例から言ってるようにですね、村としてどういうメッセージを送

るかですよ。そういった点でいうと、一つの形としては、大げさに言ったら防災ルームみたいな銘を打って、そこに職員はもちろん、場合によっては村の防災士さんとかそういった村の役員さんでもそこに来て、村の防災計画なり防災に関するマニュアルなり、あるいはもしかしたら他市町の資料なんかもあって、そこで役場にはこういった防災の資料がありますよっていうことで示す、そういった意味合いでいうと、私は何も特別なことを言ってるのではなくて、本来啓発の場としてもそういう場をつくったらどうかということなわけですよ。それを図書館でっていうふうに言われるけども、図書館の司書だった3人の司書で、今もういろいろ大変だなと思ってるんですけども、じゃあ行政が用意できる防災の資料を図書館できちんと管理運営できるかっていうことになるとそれは大変です。やっぱりそこは再三に防災に関して行政が、役場がリードするという、いわばそういう姿勢を示す面では、まずは少なくとも役場の倉庫にいろいろある資料を集めて、そこにまずは職員が、総務課でない職員も災害時というよりは日常的に、ああ、こういった資料がある、こういったものを我々も把握しとかなきゃいけないなという、そういう場をつくるべきだっていうことを、これは一貫、6月から言ってるわけなんで、総務課にあるっていうことであればもう総務課にそれなりのコーナーを設けてですね、本当に他の課の職員であっても、あるいは場合によっては自治会の役員さんぐらいは来て、自分たちの防災計画っていう、あるいは防災マニュアルを考える参考になるような、そういう場があってもいいんじゃないかというふうに考えてますんで、これはもう規模はともかくそういう考え方は絶対に必要だと思ってますんで、繰り返し伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。少しは検討していただけますでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。繰り返しの御質問をいただきましたけれども、おっしゃいますように防災に関する意識につきまして、職員の間で高めていくということは確かに必要で間違いなことだと思ってます。ただ、これを役場のどこかに場所を設けて資料を置いたらそれが達成できるというものでもないと思っております、やはり資料を、先ほど来図書館の話もありますけれども、資料的なことも含めて、村民の皆さんにそういった意識を高く持っていただくためにごらんいただく資料につきましては、やはり図書館等に置いていくほうがいいのではないかとこの気持ちでございます。役場の庁舎のほうにそういったコーナーを設けるということは現時点では考えていないということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 繰り返しになりますんでね、村長、今言っておられることは全然

ちょっと違うと思うんですね。それはよくまた考えていただいたらと思いますが、図書館にある資料と役場にある資料とは違うわけです。しかも、じゃあ図書館にあるから村民の人が自主的に行ってそれで本当に調査、勉強ができるかっていうとそういうもんでもないと思います。だから、そこに我々議員も含めて、職員も含めて、防災にかかわる自己研修をやり、そのことが結果的に村民の方にも示していけるとい、その入り口になると思いますので、これは図書館で閲覧をしていただくっていうのとは、何度も言うようですが意味合いが違うので、そこはよく考えていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で、前田昇議員の一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） 議席番号1番、長谷川康弘議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 1番、長谷川でございます。一般質問を次の2点についてお伺いしたいと思います。

まず、第1点目ですけども、洪水などの水害対策の現状はということです。地震とか津波に対する防災は、以前より防災訓練を行ったり、自治会ごとに防災マニュアルを作成するなど、ある程度の対策は講じられてると思いますが、水害対策はどのような状況なのでしょうか。

近年は、異常気象により多くの水害被害が発生しています。特にことし発生した台風19号は、予想をはるかに超える雨量により未曾有の大災害となりました。我が日吉津村においても起こり得ることであり、地震とともに重要な課題であると思われま。村の水害対策の現状はどうなっているのか伺います。

続きまして、第2点ですけども、キャンプ場の利用促進の考えは。現在のキャンプ場の利用状況はどうなんでしょうか。余りにぎわっている様子を見たことはありませんけども、利用状況がどうなのかを伺いたいということと、村のキャンプ場は、海はありますけども海水浴場ではない、それにこれといった特色がないキャンプ場であり、さらに、できた当初から高い利用料金の設定、狭いサイトなど、利用をちゅうちょするような要素もあります。ファミリーキャンプやビギナーキャンプなどに向け気軽に利用できるような料金体系、または遊具の設置などで利用促進を図る考えはないかお伺いします。

以上2点です。答弁によりましては再質問をさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 長谷川議員からの一般質問にお答えをしまりたいと思います。

まず、1点目、洪水など水害対策の現状についての御質問でございます。水害対策につきまし

ては、平成30年5月に日野川の氾濫を想定した日野川水害タイムラインを西部地域合同で策定をし、それに沿って対応をすることとしております。また、水防法の改正により浸水想定区域等が見直しとなりましたために、3月に新たな洪水ハザードマップを作成し、4月に全戸配布を行いました。これによりますと、日野川が決壊をした場合には日吉津村全域が浸水をする、0.5メートルから3メートル程度の範囲で浸水をするというような想定になっているものでございます。この新たな洪水ハザードマップにつきまして、8月の初めから10月の終わりにかけて各自治会を回り、浸水想定区域など水害説明会を実施をいたしました。

この水害説明会につきましては、この新たなハザードマップの説明ということですが、村としての水害対策として早くて正確な情報収集と提供を行うこと、それに対する指定避難所等への早期避難をいただくことや、場合によっては想定浸水深に応じて家の2階などへ垂直避難をしていただくこと等について御説明をさせていただきました。各自治会の公民館で想定をされませぬ浸水深を具体的な数値で御説明をさせていただきました。そこから比較して自宅がどの程度の浸水深になるのか、ある程度イメージをいただくことができたのではないかとこのように感じているところでございます。

また、水防法の改正によりまして、地域防災計画に掲載された要配慮者施設では、避難確保計画の策定が義務化をされる、これは令和3年度中に策定をいただくということになるということでございます。このことに備えまして、村ではこの12月に要配慮者施設、障がいがある方ですとか高齢者の方が利用される施設、要配慮者施設の代表にお集まりをいただきまして、村のほうからも関係課が出ましてですね、県からの担当者によるその避難確保計画の策定に関する説明会を開催する予定にしているところでございます。

国のほうの事業になりますけれども、対象となります日野川につきましては、日野川河川事務所のほう为主体になって管理をしておりますけれども、日野川河川事務所のほうで主体になります。これは平成30年の7月豪雨等を踏まえて3カ年の緊急対策事業ということで、いわゆる国土強靱化の一環ということでございますけれども、日野川の日吉津より少し上のほうになりますけど、車尾地先地内ということでございますけれども、こちらの水を安全に流させるために必要な樹木の伐採、それから河道の掘削の事業が行われたということでございます。これは国の事業ということでございますけれども、参考にお伝えをいたしました。

そういった国のハード事業とあわせまして村のほうにおきましては、午前中來、話に上がっております防災訓練の実施を、例えば水害を想定した訓練にしていけないかというようなことであるとか、あるいは自治会や防災会、防災士の皆さんと連携をして、水害への正しい知識の醸成や

対策の検討等を行い事前準備ができるような防災の体制づくりをしてまいりたい。あわせて日ごろから气象台や日野川河川事務所、鳥取県等と情報連絡を密に行って、いざ災害が迫っているというようなときには迅速な情報収集と的確な情報判断を行い、住民の皆さんに早くて正確な情報提供をしていけるように努めたいと考えているところでございます。

2点目のキャンプ場の利用促進についての御質問でございます。キャンプ場を含めました海浜運動公園、あるいは午前中御質問もありましたうなばら荘、こういった海浜のエリアの活性化というのは、少し私も図っていくべきではないかというふうに考えている、これは議員さんのお考えと同じだと思っています。

そういった中で、まずは利用実績等々を申し上げますと、キャンプ場につきましては、海浜運動公園の一部として平成10年から供用開始をされ、地域住民の健全な観光レクリエーション活動の場を確保し、あわせて県外からの集客の増加などの利用促進を通じて地域の活性化を図っているところでございます。

キャンプ場の中でございますけれども、1区画100平米のAサイトが21面と25平米のBサイトが26面ございます。昨年1年間で合わせて利用者数でございますけれども、7,202名ということでございます。そのうち7割は日帰りの利用であったということでございます。それから、バンガローが2棟ございまして、昨年利用は1,262人、こちらは宿泊の利用が8割を超えているという状況でございます。年間を通じて、やはり7月、8月の夏休み期間の稼働率が高く、サイトの利用率はこの約半数がこの期間に集中をしているという状況でございます。夏場でいいますと、夕方からバーベキューをされるような方もたくさんおられまして、やはり近隣に大型の商業施設もございまして、そして非常に立地も便利なところがございます。仕事帰りに御利用いただいたり手軽に御利用をいただけるキャンプ場として、魅力はあるのではないかとこのように感じているところでございます。また、近くにうなばら荘もありまして、キャンプ、バーベキューとあわせて温泉を利用をいただいている方もおられるところでございます。そういった現状も踏まえまして、キャンプ場、海浜運動公園、うなばら荘、うなばら荘は別になりますけれども、やはり利用促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後の取り組みといたしまして、来年度1年間キャンプ場含めた海浜運動公園の、これを民間のほうに指定管理に出すことはできないか、この指定管理の可能性につきまして調査を行ってみたいというふうに考えているところでございます。

具体的には、民間のほうに委託をいたしまして、キャンプ場の紹介サイトでのPR、あるいはホームページの開設、キャッシュレス決済、メールによる予約受け付け等を行うことで利用者数、

特に県外の利用者がどう変化をしていくかというような調査や、あわせて日吉津村の観光資源の活用やイメージアップにつなげることができればというふうに考えているところでございます。まずはそういった調査の状況も見ながら、利用料金の検討も行っていくということになるろうかと考えています。また、御利用いただきます皆さんのニーズも確認をしながら、その活用策についても検討をしてまいりたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、水害の対策のほうからということになります。本日も同僚議員からいろいろと防災訓練の話は出ておりますが、私もちょっと1点だけお聞きしたいということがありますので、質問させていただきます。平成29年の12月定例会において、防災訓練に関してですけれども、今後は豪雨による日野川の氾濫だけでなく中小河川の洪水による訓練も予定しているという、そのような内容の答弁があったと思います。中田村長の時代ではないのでちょっとあれなんですけれども、その後に洪水による訓練の予定というか、してあったのか、去年は台風で流れてますし、こつしも地震ということで行っておりますので、その辺が準備は着々と進んでいったけどもまだそこまでは至っていないということなのか、もうできてたけどもまだやっていないということなのか、ちょっとその辺がもしわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 長谷川議員の御質問にお答えします。

以前に、そういう洪水のことも検討するというので、担当のほうともその当時検討したんですけども、要は避難の仕方とかいろいろ状況があつてなかなか実施に至らなかったということで、その後、日野川水系の水害タイムラインのことも入ってきましたので、それもあわせて洪水の浸水想定も変わってきたということもあつて、今後その辺も含めて検討させていただくということで、その当時は検討はしましたけど実施に至らなかったということでもあります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 訓練のほうはそういうことで、今後はこんだけ話題になってますんで、そちらのほうに全体的に県とかもそういうふうに変ってくると思います。ハザードマップが新しくなって配布されているんですけども、ここにあります緊急避難場所は日吉津村役場とイオンモール日吉津ということがありますし、避難所、福祉避難所、いわゆる避難生活を送るところですけども、それが地域によって小学校2階以上だったり、日吉津村の農業者トレーニングセンターだったり、ヴィレステひえづ、社会福祉センターとありますが、避難所ですのでそこで

生活をするというぐあいにハザードマップにはなってますけども、ほかはいいですけど、トレセンの2階ということは観客席及び後ろの通路ぐらいしかないと思うんですけども、その辺はどうなんでしょう。あそこで生活がなかなかしていけるかどうかというのはどうお考えでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 長谷川議員の御質問にお答えします。

緊急避難場所、それから避難場所ということで、一応2階以上の、洪水ですので2階以上の避難ということで、村内が西側とホレコの日野川に出る付近が大体3メートルから5メートル未満という、それ以外は日吉津村内全てが大体0.5から3メートル未満という想定最大規模でしておりますので、2階以上の避難ということで緊急避難場所を役場とイオンモールに設定しておりますし、それ以外の小学校、農業者トレーニングセンター、ヴィレステということで、福祉センターについては、状況に応じて福祉避難所になりますので福祉センターの2階ということになりますけども、ヴィレステひえづ、小学校、それから農業者トレーニングセンターの2階ということで、長期間にわたるとなかなかそこでいていただくことは大変難しいかと思えますけど、避難場所ですので、一応2階のほうに避難していただいて、あとはその状況によって場所を変えていただくとかそういうことはしていかないといけないかなど。その長期間の状況によって臨機応変に対応していきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 水害ですんで、2階以上ということで避難的にはいいかと思えますけども、午前中の答弁において、避難所の開設ですね、自治会でも避難所運営ということの答弁がありましたけども、また恐らく1メートルでも浸水すると各自治会で公民館というのはまた使えなくなると思えますし、防災倉庫も恐らく使えなくなると思えます。そういった場合に、やはりこの2階のあるしっかりした建物のところで避難所の設営が必要になると思えますけども、そういった場合に、自治会のほうからもそこに来て同じように手伝いをしてするという、避難所開設するのか、自治会は自治会で水害引いた後、避難所を設営するということになるのか、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 長谷川議員の御質問にお答えします。

基本的には風水害っていいですか、水害ですので、津波とか地震、ふだんから防災訓練してる部分については、避難所が各自治会、一番近いところが第一次避難所っていうことでなっておりますので、そちらで避難所を設定していただいて、そこから職員を派遣してっていう形になると

思いますけど、風水害の場合は逃げていただかないといけませんので、まず早い段階で村のほう
が避難所、鍵をあけたり、避難所の設営という形になっていくんじゃないかなと、それで避難を
していただいとということになりますので、基本は役場の、行政側がするというぐあいに理解し
ております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 避難所の開設はそういうことですが、今度、避難の指示とか
勧告とかのことについてですけども、警戒レベル1・2の場合は、気象庁とか国とかそういった
ものの管轄というか担当になって、警戒レベル3以上になると各市町村の担当になる。先ほどの話
で連絡網というのはできてるとも思いますけども、レベル3になったときに、いわゆる一般の人は
避難準備ですね、高齢者の方は避難開始ということになりますけども、日ごろから中田村長が言
っておられるような向こう三軒両隣、コミュニティの確立ということで、そういった場合、単純
な高齢者の同居世帯ならいいですけども、高齢者の方しかおられない世帯、そういった場合は、
やはり自治会のコミュニティで避難をお手伝いするというような格好になると思いますけども、
これもいつ災害が発生するということもわかりませんし、その辺である程度行政からの連絡もそ
の人に行くような考えとかはありませんでしょうか。普通の、多分防災無線とかでもあるでしょ
うけども、やっぱり一番近所の人に来られるというのが一番いいと思うんですが、行政に頼ると
いうわけにもいかないと思いますけども、ある程度の行政としての考えはいかがなものでしょう
か。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。災害時の避難に関する高齢者避難情報等の関係で御
質問いただきました。今般も、実は村の防災訓練をやったときに、日吉津下の自治会では独自の
訓練として、水害も想定し垂直避難の訓練をやってみようということで取り組みをいただいたと
いうふうに反省会のときに御報告をお聞きをいたしました。このときにやはり今後の課題と考え
られたのが、やはり高齢者ですとか車椅子が必要な方たちに、いかに2階だったり垂直避難をし
ていただくかということが今後の課題ということで御報告をいただいたところでございます。
そこでやはり行政のほうで、やはり村のほうで、早目に情報収集をして避難の勧告であったり、
準備情報というのをお出しをするようになりますけれども、やはり村のほうからは防災無線とい
うやり方が一番一斉にできるやり方なので、これが現状では現実的かなというふうに考えていま
す。

その中で、先般のこれは東日本等の災害のときに言われていますのが、やはり避難をされたと

いうところで、避難という行動に移るっていうのはやはり近隣の人の声かけがあって避難をされたということが報道等でも言われているところでございます。私も先般、県が主催します災害のトップフォーラムというのがありまして、これは県と神戸にあります人と防災未来センターというところが共同で行った研修会だったんですけれども、そこで河田先生というセンター長さんがお話をされていましたが、防災に関して文明、いわゆる機器だとか伝達の手段というのは非常にいろいろ発達をしてきているんですけども、これが文明ではなく文化、避難をするという文化につながっていないということをおっしゃいまして、非常にそれが私もよく心に残ってるわけなんですけれども、やはり行政としましては、状況を踏まえ適切な時期に早目の避難の情報をお出しをするということはやらないといけませんし、それとあわせまして、住民の皆さん方でやはりそういった情報が出たら避難をしないといけないというような文化といいますか、そういった何ていうかマインドを醸成をしていく必要があるというふうに感じたところでございました。ということで、引き続きそういった取り組みを行っていく必要があると考えているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） ありがとうございます。

一番大切なところはその辺だと思いますけども、今ハザードマップが配布されておりますけども、地図がついてますよね、地図で見て大体この辺は水深何ぼになるとかですよ、それがこの大きいハザードマップ、一度見たら大体うちは0.5から3メートルだなんてわかったら、あとはそんなにそんなに利用する、避難所の場所とかは見れますけども、それよりもちょっと避難所だけ書いてある部分とか、こういったときにはこうするとか、そういったコンパクトなマニュアルをつくっていくという考えはありませんでしょうか。

各自治会にも防災マニュアルで今現在、地震の、ホームページに載ってるのでは4自治会載ってますけども、大体が地震がメインなんで、これからまた水害をつくとっても、水害の場合は、地震は発生した後に起こるいろんな事象に対応しないといけないですけども、水害の場合はとりあえずは避難ということなんで、そこを強調したもうちょっと簡単なちっちゃいマニュアルをつくって配布するという考えはございませんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 長谷川議員の御質問にお答えします。

今のところマニュアルということは考えておりませんが、やはりとにかく情報をうちのほうから流したときに避難していただくと、今までも大雨の特別警報が出て避難勧告、避難指示が

出てなかなか避難してもらえてない状況がどこの市町村、全国的にもあって、結局被害が拡大してるということがありますので、まずは避難をしていただく意識っていいですか、マニュアルがあってもそれを見てできることではないとは思いますが、そういう意識を高めていくってということと、あと、先ほども水害タイムラインということで西部地区でつくっておりますので、その辺がちょっと相当大きなものなので、ホームページ等で見えていただくとか何かコンパクトに何かお知らせできるようなものができれば、その辺は検討してみたいというぐあいに思います。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） ことし、みんな全国的に関心のあるところなので、今が皆さんに知らしめるチャンスではないかというふうに思いますんで、そんな難しいもんじゃなくて簡単なものでもいいですんで、避難とはどういうものかというのをわかるような何かを全戸配布していただけたらなと思います。

といいますのが、今、自治会に入っていないアパートもたくさんありますよね、垂直避難なんで2階があればそれでいいというようなあれはあるかもわかりませんが、小さいお子さんとかおられたりするとなかなかその辺もすぐすぐに避難というわけにもいかないでしょうし、そういったときに対応できるようにしておかないといけないと思いますし、自治会に入っておられない方、多分防災訓練にも参加しておられないと思いますんで、その人たちにも向けて何かできることはないかなというふうなところを考えていただけたらと思います。

それと、あと実際に起こってからっていうのも何かおかしいですけども、高齢者の方で近くの方だったら歩いて来られるかもしれないんですけども、一次避難場所に。遠くの方だとやっぱり周りの人が車とか家族の人が車とかで避難場所に来られると思うんですが、駐車場とかはその辺はどんなものでしょうか。また、もし仮に災害があった場合、水害じゃなくても地震の場合でも災害ごみが出るとは思いますけども、災害ごみの置き場所とかは今の段階では考えておられますでしょうか。お伺いします。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 長谷川議員からの御質問にお答えします。

まず、駐車場ということでございますけれども、こないだの台風関係の災害の状況を見ていると、車で避難をしようとして水害に遭われたという方も少なからずあったように認識をしています。駐車場の話とはちょっと違って来るんですけども、やはりできるだけその場面に応じた安全な方法で避難をいただきたいっていうのは申し上げさせていただきたいと思います。

それで、駐車場が全て完備してあるかというところとそういうわけでもないというところがございます。

す。そういったいわゆる緊急時になりますので、その辺は災害の緊急車両が来るというようなこともありますし、やはり一定の御不便はかけるようになることも考えられますけれども、そこは御協力をいただけたらと思います。

もう1点、災害ごみのほうにつきまして、今ちょっと現状で何かこうやってやりましょうということが災害の計画に書いてあるかどうか、ちょっと今、認識をしてないんですけれども、これも非常に、震災もですし水害でも大きなテーマとなったところでございますので、今後そういった計画などを考えていく際には検討をすべき課題だということで認識をしています。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） ありがとうございます。

車に関しましては私は協力しますが、その辺も村民の皆さんに周知できるような格好があればしていただきたいと思います。

続きまして、キャンプ場の問題に関してですけれども、来年以降に指定管理ということになるかどうかの調査をとということですが、それは来年1年かけて調査をするということでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 来年1年間は、指定管理ではなくて調査を行いたいというふうに考えています。その結果を踏まえて、再来年度に指定管理に出すかどうかという判断をしたいというふうに考えています。以上です。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 調査するというのは、役場自体で調査されますか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。調査自体ですね、民間のほうに、今の考えですが、委託をしまして、利用者がどちらからいらっしゃる方がどのように変化したかとか利用の形態だとか、そのあたりの調査についてもあわせて委託をするように考えているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 調査の結果によっては委託というか指定管理に出されるということだと思いますけれども、やっぱりキャンプ場の使用料が非常に高いということと、ちょっと特徴がないということがあります。それを専門の業者の方がいかに変更というか、されるかというのはあると思いますけれども、もしこれでサイトの見直しとか何かキャンプ場に手を入れないといけ

ないということがあったら、それは一応は応じられますか。予算によってでしょうけども、その辺をお聞きします。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。物によってということだと思っておりますけれども、やはり民間の方にせっきく調査に入っていただくわけですので、その民間の考え方とか発想というのは、ぜひ村の財産でありますキャンプ場の運営に活かしていきたいと思っておりますので、やるかやらないかの判断は別として、何か御提案がありましたら積極的にお聞きをしたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） よくなるように提案していただけたらいいと思いますが、それに係る予算というのもありますんでその辺は難しいところだと思います。今のキャンプ場の話ではないですけど、海浜運動公園全体をとということだと思っておりますが、そうするとテニスコートとか今のゲートボール場に関しても、これは調査というわけにはならないかもわかりませんが、その辺も民間業者の調査によってなるものでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。その調査の範囲としましては、海浜運動公園全体ということで考えておりますので、おっしゃいましたゲートボール場、それからテニスコートのほうも含むものとして考えています。その中で1年調査をする中で、その利用状況ですとかあるいは何か活用策ですとか、そういったことがもしかしたら話が出てくるのかもしれないけれども、現実、今の考えとしては、全体を調査に出すということで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） よくなればいいと思いますし、なるべく活性化させて村に有益な観光資源としてなればいいと思いますが、仮に指定管理となった場合、申し込みはどこにすればよくなるものでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） そこらあたりの具体にどうなるかというところは、その調査の中でもやっていくということなんでしょうけれども、今のところ、現在申し込みは役場にいただき、一部宿泊等については事前にお金もお支払いをいただき、ネットではなかなか予約も今は受け付けていないというような状況もございまして、そのあたりをできるだけ一括で管理をしながら、

今ありますキャッシュレスでの支払いとか、振り込みによるものだとか、そのあたりのいろいろなやり方も含めて検討をしまいるということで考えています。以上です。

○議長（井藤 稔君） 長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井藤 稔君） 以上で、長谷川康弘議員の一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で本日の議会日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時43分散会
